
2022年度 後期

2単位

行政法特殊講義

恩地 紀代子

< 授業の方法 >

講義形式と質疑応答を交えた演習形式で授業を実施する。

< 授業の目的 >

法実務・実社会で応用することができる行政法に関する専門的知識を習得し、それを実践的な問題解決に生かすことができるレベルにブラッシュアップすることを目的とする。

< 到達目標 >

・行政法に関する専門的知識を習得する。
・習得した専門的知識を用いて、具体的な事例について解決策を提案することができる。

< 授業のキーワード >

行政立法，行政行為，行政処分，行政手続，行政裁量，実効性確保，信義則

< 授業の進め方 >

講義形式と質疑応答を交えた演習形式を織り交ぜて授業を進める。

< 履修するにあたって >

学部で行政法の講義を受講していることが望ましい。

< 授業時間外に必要な学修 >

事前に指定する資料を用いて予習する（1時間）。授業内容を復習し理解すべきことを確実に理解する（1時間）。

< 提出課題など >

毎回の授業時に課題を提示する。次回授業時に担当教員に提出する。

< 成績評価方法・基準 >

授業中の質疑応答40% 提出課題60%

< 参考図書 >

基本的な理論・概念については、恩地紀代子『入門 行政法〔改訂四版〕』（2022年）丸善プラネット（神戸学院大学教科書販売店・ブックカフェハオンで教科書販売期間扱）。基本的な判例・重要な判例については、斉藤誠・山本隆司『行政判例百選 ・ 〔第8版〕』（2022年）有斐閣。

< 授業計画 >

第1回 行政立法と条例

行政立法（法規命令・行政規則）と条例に関する基本的な知識を確認し，重要判例を理解する。

第2回 行政行為（行政処分）

行政行為（行政処分）に関する基本的な知識を確認し，重要判例を理解する。

第3回 行政手続(1)

行政手続に関する基本的な知識を確認し，重要判例を理

解する。

第4回 行政手続(2)

行政手続に関する基本的な知識を確認し，重要判例を理解する。

第5回 行政裁量(1)

行政裁量に関する基本的な知識を確認し，重要判例を理解する。

第6回 行政裁量(2)

行政裁量に関する基本的な知識を確認し，重要判例を理解する。

第7回 行政指導(1)

行政指導に関する基本的な知識を確認し，重要判例を理解する。

第8回 行政指導(2)

行政指導に関する基本的な知識を確認し，重要判例を理解する。

第9回 行政調査

行政調査に関する基本的な知識を確認し，重要判例を理解する。

第10回 実効性確保(1)

実効性確保に関する基本的な知識を確認し，重要判例を理解する。

第11回 実効性確保(1)

実効性確保に関する基本的な知識を確認し，重要判例を理解する。

第12回 個別法の解釈と行政活動の違法性(1)

個別行政法規の内容を理解し，行政活動が個別行政法規に照らして適法かを判断する裁判例を理解する。

第13回 個別法の解釈と行政活動の違法性(2)

個別行政法規の内容を理解し，行政活動が個別行政法規に照らして適法かを判断する裁判例を理解する。

第14回 憲法原則と一般的法原則(1)

行政上の法律関係における信義則等の法の一般原則の適用に関する重要判例を理解する。

第15回 憲法原則と一般的法原則(2)

行政上の法律関係における信義則等の法の一般原則の適用に関する重要判例を理解する。

2022年度 前期～後期

2単位

行政法特殊講義

小川 一茂

< 授業の方法 >

対面による演習形式

< 授業の目的 >

この科目は、法学研究科DPに示す、法的素養を身につけ、社会における各種の問題について法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すこと、公平性と客観性を重視した判断及び行動ができるようになることを目指し、

以下に示すような学修を行うものである。

21世紀の現在、国（行政）と国民（市民）との関係は、変化の岐路に立たされている。そこで、こうした市民生活に対する国家の行政的介入について考えていく上で、個別具体的な行政活動に対する事前の行政手続・事後の救済手続（行政上の不服申立て）を対象に、その原理・原則、基礎的・一般的な理論や法制度を理解した上で、個別具体的な行政活動を分析し、その手続的適法性について検討できるようになること及び違法性・不当性を理由とした救済手続の利用を可能（かつ容易）にすることがこの授業の目的となる。

<到達目標>

行政手続及び行政上の不服申立ての基礎概念や基本的な知識を理解し、それらについて説明できる。

で理解した基礎知識等をもとに、それらを利用した論理的思考や議論ができる。

実際の行政活動に対して、で理解した基礎知識等をもとに対応することができる。

<授業のキーワード>

行政法 行政手続法 行政不服審査法

<授業の進め方>

配付するプリントをもとに、六法を持参した上で、教員による解説・説明を行う。

演習形式を基本とし、質疑応答・グループ討論を行うなどして、上記到達目標の達成を図る。

<履修するにあたって>

行政法の基礎的な概念についての知識は必須である。

演習中に私語や不規則発言等により演習の進行に著しい支障が生じると判断した場合は、退席を命じることがある。

<授業時間外に必要な学修>

事前の予修としては、シラバス記載の内容及び教員が講義時に示した次回の講義内容について、自分自身で条文の確認や自己所有の関連資料・文献を読んでおくことが必要となる（おおむね1時間程度）。

講義後の学修としては、講義の内容を振り返り、不明な点は自分自身で調査するなどして、学修内容の理解・定着に努める（おおむね3時間程度）。

<提出課題など>

授業計画に記載の通り、合計2回のレポートを貸す予定である。

<成績評価方法・基準>

参加・取組状況（50%）及びレポート等の課題（50%）で評価を行う。

<テキスト>

講義時に指示する。

<参考図書>

講義時に指示する。

<授業計画>

第1回 行政手続（1）

行政活動において事前の行政手続が求められる根拠等を説明する。

第2回 行政手続（2）

行政手続法に定める行政手続について説明する。

第3回 行政手続（3）

行政手続法に定める行政手続について説明する。（前回の続き）

第4回 行政手続（4）

行政手続法に定める行政指導のルールについて説明する。

第5回 行政手続（5）

平成26年の法改正及び行政手続をめぐる裁判例を説明する。

第6回 行政手続（6）

行政手続をめぐる裁判例を説明する。（前回の続き）

第7回 行政手続（7）

受講生の提案に基づき、行政手続のより実践的な事例を検討する。

第8回 行政救済制度の全体像

行政救済制度の全体像について説明する。

第9回 第1回レポート作成

第1回目のレポート作成を行う。

第10回 行政上の不服申立て（1）

行政上の不服申立て制度の概要及び特徴を説明する。

第11回 行政上の不服申立て（2）

行政上の不服申立て制度を使用する際の条件を説明する。

第12回 行政上の不服申立て（3）

行政上の不服申立て制度の審理手続・裁決について説明する。

第13回 行政上の不服申立て（4）

行政上の不服申立てをめぐる裁判例を説明する。

第14回 行政上の不服申立て（5）

受講生の提案に基づき、行政救済のより実践的な事例を検討する。

第15回 第2回レポート作成

第2回目のレポート作成を行う

2022年度 前期～後期

4単位

経済法特殊研究B

田中 裕明

<授業の方法>

対面方式で行う。テキストの輪読等を通じて情報の共有（問題意識の共有）を図っていく。

<授業の目的>

法学研究科修士課程DPに照らし、応用性ある専門知識の修得と、実践的問題解決力を身につけることを目標とし、それを研究成果として結実させることを目的とする。

<到達目標>

上記の専門的知識を活用して、実践的問題解決を図ることができる「すべ」を修得している。

< 授業の進め方 >

受講者の関心、興味を確認するため、任意のテーマを複数選んで報告してもらい、そのうち研究の発展性が見込めるものを選定し、関連する複数の文献を渉猟し、あわせて関連する判例の分析作業を行う。

< 履修するにあたって >

休まず、まじめに取り組んでほしい。

< 授業時間外に必要な学修 >

授業の前の準備では、1時間半程度の時間をかけて研究テーマの報告に取り組んでほしい。また、授業後も2時間程度かけて、授業中に指摘した疑問点・説明に不足な点などについて復習してほしい。

< 成績評価方法・基準 >

各回の報告を対象に総合評価する。

< 授業計画 >

第1回 ガイダンス

上記目的に向けた取り組みを説明し、テーマの選定に入る。

第2回 テーマ選定(1)

任意のテーマを選び報告をしてもらう。その後、研究の発展性の有無を検討する。

第3回 テーマ選定(2)

上記に同じ。

第4回 テーマ選定(3)

上記に同じ。あわせて研究テーマを選定する。

第5回 関連文献渉猟(1)

選定されたテーマに関連する文献の渉猟に入る。

第6回 関連文献渉猟(2)

上記に同じ。

第7回 関連文献渉猟(3)

上記に同じ。

第8回 関連文献渉猟(4)

上記に同じ。

第9回 関連文献渉猟(5)

上記に同じ。

第10回 関連文献渉猟(6)

上記に同じ。いったん文献の選定から離れ判例の選択に入る。

第11回 関連判例分析(1)

選定されたテーマに関連する判例の選定作業に入る。

第12回 関連判例分析(2)

上記に同じ。

第13回 関連判例分析(3)

上記に同じ。

第14回 関連判例分析(4)

上記に同じ。

第15回 関連判例分析(5)

上記に同じ。

第16回 要約分析作業(1)

前回までに選定した文献の要約と判例の分析作業に入る。

第17回 要約分析作業(2)

上記に同じ。

第18回 要約分析作業(3)

上記に同じ。

第19回 要約分析作業(4)

上記に同じ。

第20回 要約分析作業(5)

上記に同じ。

第21回 暫定的報告(1)

これまでの作業結果についての報告を行う。

第22回 暫定的報告(2)

上記に同じ。

第23回 暫定的報告(3)

上記に同じ。

第24回 暫定的報告(4)

上記に同じ。

第25回 暫定的報告(5)

上記に同じ。暫定的報告についての評価を行い、本報告に入る。

第26回 研究本報告(1)

これまでの検討を踏まえた本報告を行う。

第27回 研究本報告(2)

上記に同じ。

第28回 研究本報告(3)

上記に同じ。

第29回 研究本報告(4)

上記に同じ。

第30回 研究本報告(5)

上記に同じ。最終報告を行う。

2022年度 後期

2単位

経済法特殊講義

田中 裕明

< 授業の方法 >

講義形式を基本とするが、適宜、受講者に課題を与えて、それについて質疑応答の形をとることもある。

< 授業の目的 >

経済の基本法である独占禁止法の主要規定についての理解を深めることを目的とする。併せて、法学研究科のDPにある「実社会や法実務において応用することができる高度な専門的知識を習得し、それを実践的な問題解決に生かすことができる」ようにさせることを目指す。

< 到達目標 >

経済法分野における理論的・実践的論点を抽出して、それを追究することができる。

自ら問題解決の糸口を見つけ出すことができる。

< 授業の進め方 >

まず、学部の復習として、独占禁止法の基本事項の確認作業を行う。その際必要な資料、教材は教員側で用意する。

確認作業が終わった後は、特定のテーマ（例として、巨大IT企業に対する規制）を取り上げて、問題点の抽出を行う。

< 履修するにあたって >

日ごろから、新聞、ニュース等に現れる「経済の動き」に気をつけてほしい。

< 授業時間外に必要な学修 >

予習よりも復習に重点を置いてほしい。復習に2時間ほど当てるのが望ましい。

< 提出課題など >

適宜、課題を出す場合がある。

< 成績評価方法・基準 >

授業中の質疑応答（上記の課題も含む）を材料にして評価する。

< テキスト >

レジュメを配布する。

< 参考図書 >

授業を通じて適宜紹介するが、まずは、基本となる経済法のテキストに目を通してほしい。

< 授業計画 >

第1回 ガイダンス

講義の進め方についての説明

経済法（独占禁止法）の復習（1）

第2回 独占禁止法の主要規定（1）

経済法（独占禁止法）の復習（2）

第3回 独占禁止法の主要規定（2）

経済法（独占禁止法）の復習（3）

第4回 独占禁止法の主要規定（3）

経済法（独占禁止法）の復習（4）

第5回 私的独占と優越的地位の濫用の禁止（1）

巨大IT規制についての検討（1）

第6回 私的独占と優越的地位の濫用の禁止（2）

巨大IT規制についての検討（2）

第7回 私的独占と優越的地位の濫用の禁止（3）

巨大IT規制についての検討（3）

第8回 私的独占と優越的地位の濫用の禁止（4）

巨大IT規制についての検討（4）

第9回 私的独占と優越的地位の濫用の禁止（5）

巨大IT規制についての検討（5）

第10回 デジタル・プラットフォーム取引透明化法の検討（1）

巨大IT規制についての検討（6）

第11回 デジタル・プラットフォーム取引透明化法の検討（2）

巨大IT規制についての検討（7）

第12回 デジタル・プラットフォーム取引透明化法の

検討（3）

巨大IT規制についての検討（8）

第13回 デジタル・プラットフォーム取引透明化法の検討（4）

巨大IT規制についての検討（9）

第14回 デジタル・プラットフォーム取引透明化法の検討（5）

巨大IT規制についての検討（10）

第15回 振り返りのための総合演習

検討結果から抽出された課題について振り返る。

第16回～第29回 事例研究（1）～（14）

日米欧の関連する事例の検討（1）～（14）

第30回 全体の振り返り

事例を通じての日米欧独占禁止法の課題を振り返る。

2022年度 前期～後期

4単位

刑事政策特殊研究B

佐々木 光明

< 授業の方法 >

講義（対面授業）

< 授業の目的 >

刑事法学における理論的・実践的論点を抽出し、それらを追及する力を涵養しつつ現代刑事政策の課題を俯瞰する。また、研究論文作成における基礎的、実践的能力を高めることを目的とする。

< 到達目標 >

現代刑事法の課題の把握と整理ができ、自らの問題意識に関わる今後の展望を探求することができる。

< 授業の進め方 >

報告と討議による。研究課題に関する資料・文献の紹介報告を基礎に分析を深め、その累積から一定の小括、統合をかさねる。

< 授業時間外に必要な学修 >

調査・報告の準備を十分に行うとともに、関連する知識の確認を広く意識すること。

< 成績評価方法・基準 >

レジュメの提出・報告・討議による学修深度によって評価する。

< テキスト >

特になし

< 授業計画 >

第1回～第2回 導入・解説

研究活動に関する自由討議を通じた基礎的な確認。

第3回～第10回 課題に向けた文献狩猟

文献資料の探索方法の確認

第11回～第15回 課題に向けた文献の整理と分析

文献資料の探索方法の確認と整理分析視点の検討

第16回～第20回 課題に向けた文献の整理と実態把握の検討

テーマに関わる分析視点の検討

第21回～第28回 課題の焦点化報告と討議

第29回～第30回 総括的検討
研究論文作成の総括的確認

2022年度 前期

2単位

刑事政策特殊講義

佐々木 光明

< 授業の方法 >

講義（対面による授業予定）

< 授業の目的 >

学位授与方針（DP）に則り、主題の「『立法の時代』における現代刑事政策学（刑事学）を俯瞰する」を通じて、現代社会における法現象の問題を考える高度な専門的知識を修得し、かつ実践的な問題解決に生かすことができる力を育む。

< 到達目標 >

刑事司法制度を俯瞰しつつ、立法状況の整理しそれらの理論的枠組みの課題、本質的問題を理解するとともに、実践的な問題解決に生かすことができる。また、的確に他者に伝えることができる。

< 授業のキーワード >

近代刑事法原則 刑事立法 刑事政策の動向 犯罪学理論 刑罰

< 授業の進め方 >

研究報告と討議による応答的方式を採用。

< 授業時間外に必要な学修 >

資料、参考文献の事前読了がのぞましい。

< 提出課題など >

講義進行に応じて、適宜指示の予定。

< 成績評価方法・基準 >

課題レジュメの提出・報告とともに（70%）、レポート課題の提出（30%）により評価します。

< テキスト >

開講時に提示する。

< 参考図書 >

内田・佐々木編著『市民と刑事法』日本評論社
デービット・ガーランド『処罰と近代社会』2016

< 授業計画 >

第1回～第10回 現代刑事政策の位相
刑事政策の国際的動向と日本との相関性

第11回～第15回 戦前から戦後への刑事法制の歴史
社会統制・秩序と刑罰制度との関係

第16回～第20回 犯罪理論・刑罰論と歴史
社会統合理論等理論モデルの検証

第21回～第28回 複合領域的刑事政策学

司法福祉論、心理学的処遇論等、制度枠組みの改変と人権論

第29回～第30回 現代刑事政策の課題と展望
刑事政策の日常性と理念

2022年度 前期

2単位

刑事訴訟法特殊講義

春日 勉

< 授業の方法 >

原則対面授業、状況次第でZOOMオンライン授業。

教員が事前に提示した課題について個々の学生でまず検討し、講義では、それぞれの考え方、プロセスを披露し、議論、教員によるアドバイスというような方法で毎時間の授業を展開していく。

教員アドレス

アクティブラーニングを取り入れた実践的な学びを重視する。

< 授業の目的 >

この科目は、法学部ディプロマ・ポリシーの内、「法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すこと（汎用的技能）」に対応している。

刑事訴訟法の原理原則という前提にたつて、刑事事件に係わる人々の役割と機能について考える。

< 到達目標 >

刑事訴訟法の基本概念、原理原則、日本の刑事裁判の現状と課題、刑事司法改革について理解する。

< 授業のキーワード >

被疑者・被告人の防御権保障、適正手続、無罪推定、疑わしきは被告人の利益にの原則、拳証選任、合理的な疑いを超える証明、再審、誤判、冤罪、自白法則、補強法則、伝聞法則、自由心証主義、当事者主義、精密司法、有罪率、保釈率、検察審査会制度、裁判員制度、証拠開示、公判中心主義、直接主義、起訴便宜主義、国家訴追主義、起訴・不起訴・起訴猶予、逮捕・勾留、身体拘束、勾留質問、取調べの可視化、自白、公判の形骸化、調書裁判、即決裁判手続、略式裁判手続、訴因、訴因変更、

公訴事実、訴因変更命令、黙秘権、弁護権、証人尋問、被告人質問・・・。

< 授業の進め方 >

課題についてはまず教員が主要な論点について解説し、学生に意見を求める形で進めていく。

< 履修するにあたって >

刑事裁判に関する身近な出来事に常に関心を払うこと。何故、そうなのか原因や理由について自分で考える習慣を身につけること。

< 授業時間外に必要な学修 >

授業の課題について、刑事訴訟法の教科書、判例集等を通じて復習する。

< 提出課題など >

その都度指示する。

< 成績評価方法・基準 >

授業への参加と議論の中身を総合的に判断して評価する(100点)。

< テキスト >

使用しない。

< 参考図書 >

犯罪白書 2021年度版

< 授業計画 >

第1回 刑事訴訟法を学ぶ意義

国家と市民との関係性、刑事人権と国家の役割、法は何故正当化されるのか

第2回 最近のトピックから考えよう。 冤罪は何故起こる？

「黙秘権と『自白』との関係」について考える。

第3回 最近のトピックから考えよう。 冤罪は何故起こる？

「取調べの可視化で冤罪は無くなるか」

第4回 最近のトピックから考えよう。 「可視化」は何故実現したか。

「可視化法」成立の背景と刑事司法改革

第5回 最近のトピックから考えよう。 新たな捜査手法とは何か。

盗聴立法、司法取引等の新たな捜査手法は何故導入されたか。

第6回 最近のトピックから考えよう。 刑事裁判における市民の参加。

裁判員制度創設、検察審査会制度の改正は、何故行われたか、市民の参加と日本型刑事裁判。

第7回 刑事裁判の原則とルール。

「無罪推定」の原則、「疑わしきは被告人の利益に」の原則、「合理的疑いを超える証明」の程度。

第8回 刑事事件と当事者。

裁判官、検察官、弁護人の役割と機能、被告人、被害者の人権。

第9回 刑事手続きの流れ。

捜査・公判・上訴・再審、刑事裁判の種類等、刑事手続きの流れと仕組みについて理解する。

第10回 刑事手続きの流れ。

捜査・公判・上訴・再審、刑事裁判の種類等、刑事手続きの流れと仕組みについて理解する。

第11回 統計からみる日本の刑事司法。

犯罪白書を使用して、日本の刑事司法の現状を統計から把握する。

12回

統計からみる日本の刑事司法。

犯罪白書を使用して、日本の刑事司法の現状を統計から把握する。

第13回 それぞれの立場になって裁判を経験しよう。

事例問題を通じて、法的な解決に挑んでみる。

14回 それぞれの立場になって、裁判を経験しよう。

事例問題を通じて、法的な解決に挑んでみる。

15回 それぞれの立場になって、裁判を経験しよう。

事例問題を通じて、法的な解決に挑んでみる。

2022年度 後期

2単位

刑法特殊講義

佐藤 雅美

< 授業の方法 >

対面形式(講義)

< 授業の目的 >

この科目では、学士課程段階での「刑法総論」の知識や思考力を前提に、この分野の専門的知識や思考力、さらには問題解決能力の修得を目指し、本研究科のDP1「実社会や法実務において応用することができる高度な専門的知識を修得し、それを実践的な問題解決に生かすことができる。」能力の修得を目指すものである。

< 到達目標 >

- 1 刑法総論の体系的理解を深めて、重要論点の抽出・検討を判例や学説を活用しながら展開することができる。
- 2 複雑な事例問題について、検討すべき論点を抽出し、重要判例や主要な学説を参照にしながら自らの解決方法を論理的に展開することができる。

< 授業のキーワード >

刑法総論 体系的思考 法的思考力

< 授業の進め方 >

受講者は各自テーマや論点を分担して発表し、それをもとに質疑・応答、追加的な解説を加えながら進める。

< 履修するにあたって >

学部において「刑法総論」の単位を修得していることが望ましい。専門的な「知識」は自らの法的思考力を養い、問題解決能力を修得するための手段・道具であることを認識し、考え抜くトレーニングを積むことを心掛けてほ

しい。

< 授業時間外に必要な学修 >

次回予定のテーマ分野と講義で扱ったテーマについての予習・復習は必ず行うこと。目安の時間は、合わせて、週3時間程度。

< 提出課題など >

受講者が各自担当したテーマの発表レジュメ、スライドなど。

授業終了時のレポート課題。

< 成績評価方法・基準 >

授業時の発表の内容(40%)、授業時の質疑応答の内容(30%)、レポート課題(30%)、それぞれ()内の割合で評価する。

< テキスト >

各自が学部の「刑法総論」の受講時に活用したテキスト。その他については講義時に提示します。

< 参考図書 >

講義時に紹介します。

< 授業計画 >

第1回 刑法総論の体系

刑法総論の意義と体系を理解する

第2回 刑法総論と刑法各論の関係

刑法総論と刑法各論の関係について理解する

第3回 刑法の基本原則 1

罪刑法定主義の意義と内容について理解する

第4回 刑法の基本原則 2

責任主義の意義と内容について理解する

第5回 犯罪の成立要件

法律上の犯罪の成立要件について理解する

第6回 構成要件論 1

刑法上の因果関係論について理解する

第7回 構成要件論 2

不作為犯論について理解する

第8回 違法論 1

行為無価値論と結果無価値論の対立について理解する

第9回 違法論 2

正当防衛と緊急避難について理解する

第10回 違法論 3

法令行為・正当業務行為について理解する

第11回 責任論 1

原因において自由な行為の理論、錯誤論について理解する

第12回 責任論 2

過失犯論について理解する

第13回 未遂犯論と共犯論 1

未遂犯・中止犯・不能犯について理解する

第14回 未遂犯論と共犯論 2

共犯の種類と共犯をめぐる論点について理解する

第15回 全体のまとめ

レポート課題の設定

2022年度 前期

2単位

刑法特殊講義

大山 弘

< 授業の方法 >

対面授業(講義)

< 授業の目的 >

本講義科目は、刑法総論の応用分野である刑法各論分野を取り扱う。すなわち、刑法上の各犯罪類型や特別刑法上の各種犯罪を体系的に考究する。これにより、本研究科DPに示す「法実務において応用することができる高度な専門的知識を習得し、実践的な問題解決に生かすことができる」論理的思考力・批判的分析力を修得することを目的とする。

< 到達目標 >

過去の判例理論を批判的に分析し、最近の判例動向を評価し、将来を予測することができる。

伝統的な刑法学説を歴史的に分析し、最近の学説動向を評価できる。

研究成果としての修士論文において一定の解決・方向性を示すことができる。

< 授業のキーワード >

体系的思考 各概念の相関関係 結論の妥当性

< 授業の進め方 >

授業は、双方向、質疑応答形式で行う。受講者は各自予め選定したテーマにつき、基礎文献の要約、関連判例の検索、学説の動向をまとめたレジュメを作成し、これに基づいて質疑応答を重ねて理解を深める。

< 履修するにあたって >

常に問題意識を持ち、疑問点の解決に向けて突き詰めて考え抜くこと。そのためには徹底した予習が不可欠である。

< 授業時間外に必要な学修 >

日頃、興味ある分野の中から問題点を発見し、それに関する情報の検索、収集、分析を行い、詳細にノート(発想ノート、疑問ノート)を作成しておくこと(目安週2時間)。

< 提出課題など >

毎回の講義に際し、報告者は報告レジュメを提出すること。

< 成績評価方法・基準 >

講義ごとに提出する報告レジュメ(30%)、授業での報告、発言内容(40%)、学年末レポート(30%)を総合して(カッコ内は比率)評価する。

刑法解釈学に不可欠な能力である基礎知識力、論理的思考力、批判的分析力、表現力の修得の達成度が合格基準

となる。

<テキスト>

井田良『講義刑法学各論』有斐閣（2016年）、西田典之『刑法各論（第7版）』弘文堂（2019年）

<参考図書>

井田・佐伯・橋爪・安田『刑法事例演習教材（第2版）』有斐閣（2014年）、『刑法判例百選 各論』（第8版・有斐閣）、その他適宜指示する。

<授業計画>

第1回 刑事法基本原則の確認

刑法総論と各論の理論的関連性、罪刑法定主義、行為主義、責任主義の意義と内容の確認

第2回 国家法益に対する罪

国家法益の内容と犯罪類型の確認、内乱罪・外患罪の意義・要件・効果の分析

第3回 国家法益に対する罪

偽証罪の意義・要件・効果と判例の分析

第4回 社会法益に対する罪

騒乱罪・多衆不解散罪の意義・要件・効果と判例の分析

第5回 社会法益に対する罪

社会法益の概念と犯罪類型の確認、偽造罪の意義・要件・効果と判例の分析

第6回 生命に対する罪

生命の始期「人」の概念の分析、生命の終期「死」の概念の分析

第7回 生命に対する罪

殺人罪における因果関係の判断構造、「死因」の分析

第8回 身体に対する罪

各種致死傷罪の意義・要件・効果と判例の分析（1）

第9回 身体に対する罪

各種致死傷罪の意義・類型・要件・効果と判例の分析（2）

第10回 自由に対する罪

「逮捕」「監禁」「脅迫」「強要」などの意義と判例の分析

第11回 財産に対する罪

財産概念の分析・法益論の分析

第12回 財産に対する罪

窃盗罪の意義・要件効果と判例の分析

第13回 財産に対する罪

事後強盗罪（238条）、強盗致死傷罪（240条）の意義・要件・効果と判例の分析

第14回 財産に対する罪

横領罪・背任罪の意義・要件・効果と判例の分析

第15回 重要事項の再確認（授業内容の振り返り）

主として財産犯の複合的・横断的諸問題（罪数論）の検討と判例

2022年度 前期～後期

4単位

憲法特殊研究 B

渡辺 洋

<授業の方法>

シラバスで示した授業目的を踏まえつつ、本講では、憲法をめぐる原理的な問題について論究する有力な独文、英文、和文文献を精読する。

（本「研究」が原則対面で実施されることにつき、下記「授業の進め方」参照。）

<授業の目的>

「学部段階において習得した法学や政治学に関する専門的知識や能力を基礎として」、

「専攻分野における理論的・実践的論点を抽出してそれを追求し、研究成果としての修士論文において一定の解決や方向性を示すことができる」ようになることによって、

ひいては「実社会や法実務において応用することができる高度な専門的知識を習得し、それを実践的な問題解決に生かすことができる」ようになることが、法学研究科DPに即した目的となる。

<到達目標>

憲法をめぐる原理的な問題について論究する高度な理論水準の文献を精密に読み解き、自身の研究への示唆を得ることができる。

<授業のキーワード>

Die Bedingungen für normative Kraft des Verfassungsrechts

<授業の進め方>

原則対面にて進める。

なお、受講者の語学力や志向性を見極めた上で「授業の進め方」を協議する予定である（協議内容にはテキストの選定も含まれる）。

<履修するにあたって>

憲法に関する文献であれば、洋の内外を問わず旺盛な知的関心をもって臨む姿勢が期待される。

毎回十二分な準備を要することは言うまでもない。

<授業時間外に必要な学修>

上記「到達目標」に各自到達するために必要な予習・復習（およそ大学において勉強のし過ぎで叱られることはないが、各自の健康や人間関係等を破綻させない程度が望ましい。）

具体的には、受講者の問題意識や研究能力を見極めながら個別に指示する。

<提出課題など>

適宜指示する。

<成績評価方法・基準>

平素の本「研究」における受講者の報告（その際提示さ

れるであろうレジюме・資料等も含む)や質疑応答が、いわば口述試験となる(下記の場合を除き、原則100%)。

提出課題がある場合は、もちろんそれも評価対象に加えられる(各、成績評価全体の40%を上限とする)。

無断または特段の事情を疎明できない欠席・遅刻は成績評価に影響しうる。それが10回以上に及ぶ場合は、原則としてD評価となる。

<テキスト>

Andrei Marmor, Philosophy of Law, Princeton University Press, 2011

Scott J. Shapiro, Legality, The Belknap Press of Harvard University Press, 2013

Christoph Müller, Die Möglichkeit der Normen, Suhrkamp Verlag, 2018

などを差当りサンプルとして挙げておく。

<参考図書>

差当り、

ハンス・ケルゼン(長尾龍一訳)『純粹法学 第二版』(岩波書店、2014年)

H.L.A.ハート(長谷部恭男訳)『法の概念【第3版】』(筑摩書房、2014年)

ジョゼフ・ラズ(松尾 弘訳)『法体系の概念 - 法体系論序説 第2版 - 』(慶応義塾大学出版会、1998年)

必要に応じてさらに指示する。

<授業計画>

第1回 協議

上記「授業の進め方」を参照

第2回～第29回 Wie ist die normative Kraft des Verfassungsrechts möglich?

下記「テキスト」に沿って進行予定

第30回 自身の研究への示唆

自身の研究への示唆について、考察したところをご報告頂く。

2022年度 後期

2単位

憲法特殊講義

渡辺 洋

<授業の方法>

シラバスで示した授業目的を踏まえつつ、本講では、

憲法をめぐる原理的な問題について、代表的な法思想に学びながら考究する。

<授業の目的>

「学部段階において習得した法学や政治学に関する専門的知識や能力を基礎として」、

「専攻分野における理論的・実践的論点を抽出してそ

れを追求し、研究成果としての修士論文において一定の解決や方向性を示すことができる」ようになることによって、

ひいては「実社会や法実務において応用することができる高度な専門的知識を習得し、それを実践的な問題解決に生かすことができる」ようになることが、法学研究科DPに即した目的となる。

<到達目標>

これまで学んできた憲法についての基本的な理解(大学法学部の憲法専門科目にてA評価以上を得たレベル)を前提に、そこに含まれるより原理的な問題を析出し、その解決に向けて考究することができる。

<授業のキーワード>

Was ist Recht? - General Theory of Law and State

<授業の進め方>

開講時に受講者の理解水準や志向性を見極めた上で「授業の進め方」を協議する予定である(協議内容にはテキストの選定も含まれる)。

なお、上述のように、本講は「大学法学部の憲法専門科目にてA評価以上を得たレベル」を前提にするから、未だその理解水準に達していないと目される受講者については、当分の間、実質的には補習を行うことになる。

<履修するにあたって>

憲法について原理的に考究する志向性は前提とする。

また、十分な予習・復習、そしてそれらに裏づけられた主体的な受講姿勢が求められることは言うまでもない。

<授業時間外に必要な学修>

上記「到達目標」に各自到達するために必要な予習・復習(目安として、各最低2時間。およそ大学において勉強のし過ぎで叱られることはないが、各自の健康や人間関係等を破綻させない程度が望ましい。)

具体的には、各受講者の問題意識や理解度を見極めながら個別に指示する。

<提出課題など>

適宜指示する。

<成績評価方法・基準>

平素の「講義」における受講者の報告(その際提示されるであろうレジюме・資料等も含む)や質疑応答が、いわば口述試験となる(下記の場合を除き、原則100%)。

提出課題がある場合は、もちろんそれも評価対象に加えられる(各、成績評価全体の40%を上限とする)。

受講者の理解水準次第では、論述試験の実施もありうる(その場合、成績評価全体の60%を上限とする)。

無断または特段の事情を疎明できない欠席・遅刻は成績評価に影響しうる。それが10回以上に及ぶ場合は、原則としてD評価となる。

<テキスト>

長谷部恭男『法とは何か - 法思想史入門【増補新版】』(河出書房新社、2015年)を予定

<参考図書>

さしあたり、

ハンス・ケルゼン（長尾龍一訳）『純粹法学 第二版』（岩波書店、2014年）

H.L.A.ハート（長谷部恭男訳）『法の概念〔第3版〕』（筑摩書房、2014年）

ジョゼフ・ラズ（松尾 弘訳）『法体系の概念 - 法体系論序説 第2版 - 』（慶応義塾大学出版会、1998年）

Andrei Marmor, Philosophy of Law, Princeton University Press, 2011

Scott J. Shapiro, Legality, The Belknap Press of Harvard University Press, 2013

上記以外にも適宜紹介する。

< 授業計画 >

第1回 協議

上記「授業の進め方」を参照

第2回 Was ist Staat? (1)

下記「テキスト」に沿って進行予定（各章につき概ね講義2～4回を当てる予定）

第3回 Was ist Staat? (2)

第4回 Staat und Individuum (1)

第5回 Staat und Individuum (2)

第6回 Staat und individuelle Freiheit (1)

第7回 Staat und individuelle Freiheit (2)

第8回 State and Constitutionalism (1)

第9回 State and Constitutionalism (2)

第10回 Was ist Recht? (1)

第11回 Was ist Recht? (2)

第12回 What is Law? (1)

第13回 What is Law? (2)

第14回 Recht und Moral (1)

第15回 Recht und Moral (2)

第16回 Law and Moral (1)

第17回 Law and Moral (2)

第18回 Recht und Staat (1)

第19回 Recht und Staat (2)

第20回 Law and State (1)

第21回 Law and State (2)

第22回 Wesen und Wert der Demokratie (1)

第23回 Wesen und Wert der Demokratie (2)

第24回 On Obedince to Law (1)

第25回 On Obedince to Law (2)

第26回 Moral revisited (1)

第27回 Moral revisited (2)

第28回 Why General Theory of Law and State? (1)

第29回 Why General Theory of Law and State? (2)

第30回 自身の研究への示唆

各自の考察をご報告頂く。（報告者1人につき最低講義1回を当てる予定。従って、本講参加者が複数の場合、上記講義計画にも変更が生じ得る。）

2022年度 前期

2単位

憲法特殊講義

岡本 篤尚

< 授業の方法 >

遠隔授業(リアルタイム授業)

この授業は、すべてZOOMを使用したリアルタイムの遠隔授業で行います。従って、ZOOMでの受講に支障のない方だけ履修してください。

< 授業の目的 >

この授業では、法学研究科のDP、すなわち、学部段階において習得した法学や政治学に関する専門的知識や能力を基礎として、実社会や法実務において応用することができる高度な専門的知識を修得し、それを実践的な問題解決に生かすことができる能力を習得すること、および専攻分野における理論的・実践的論点を抽出してそれを追求し、研究成果としての修士論文において一定の解決や方向性を示すことができる能力を習得することを目的とします。

この授業では、戦争、内戦やテロ等を素材として、特に高度にデジタル化・AI化されたサイバースペースにおける国家と情報と人権の緊張関係についての理解を深めていきます。

< 到達目標 >

高度にデジタル化・AI化されたサイバースペースにおける国家と情報と人権の緊張関係について理解することができる。

< 授業のキーワード >

国家、情報操作、戦争、報道の自由、サイバースペース、境界なき戦争、境界なき監視

< 授業の進め方 >

一つのテーマにつき、2回ないし3回の授業を当てます。各テーマとも、1回目の授業でテーマに関連した映像資料を視聴してもらったり、文献資料を読み込んでもらったりします。2回ないし3回目の授業では、教員が各テーマに関する解説を行い、その後それに基づいて、教員・受講生間、受講生相互で質疑応答や討論を行ってもらうことによって、授業を進めていきます。

< 履修するにあたって >

この授業は、教員と受講生、受講生相互の質疑応答や討論によって授業を進めていきますので、各回の授業までに、受講生自身が各回の授業テーマに関しても十分な予習をしてもらうことが強く求められます。

② この授業では、授業内容（授業で使用するレジュメやパワーポイントの内容や資料映像の内容、板書の内容等を含む）について、スマートフォンやモバイル機器、カメラ等を用いて録画・録音・撮影等を行うことや、インターネット上で閲覧可能状態にすることを厳禁します。

これらに違反した場合は、定期試験や課題レポート等の成績の如何にかかわらず、単位を認定しない場合があります。障害等のため授業内容の録画・録音等を行う特段の必要がある場合には、事前に必ず担当教員の許可を得てください。

< 授業時間外に必要な学修 >

各回の授業までに、授業で取り扱うテーマや関連する資料映像・資料文献などを指示しておきますので「事前学習課題」として、授業までにきちんと予習しておいてください（1週間あたりで2～3時間程度）。

また、デジタル化・AI化やサイバースペースの進展状況は日進月歩ですので、毎日、新聞やテレビのニュースを活用して、学習しておいてください（毎日30分程度）。

< 提出課題など >

課題レポートを1回ないし2回提出してください。

< 成績評価方法・基準 >

成績評価は、課題レポート70%（1回の場合も2回の場合も同じ）、授業テーマに関する事前準備、授業中の報告や質疑応答など授業への積極的な貢献30%の割合で行います。

成績評価の基準は、高度にデジタル化・AI化されたサイバースペースにおける国家と情報と人権の緊張関係について理解することができているかどうか、です。

課題レポートを提出しなかった場合には、他の成績にかかわらず一切単位を認定しません。また、課題レポートを作成するに当たって、他人の著作（著書・論文）やインターネット上のコンテンツの内容等を無断で引用（＝盗作）したことが判明した場合にもいっさい単位を認定しませんので注意してください。

< テキスト >

GW休み明けぐらいまでに、

ジョン・W・ダワー『容赦なき戦争 太平洋戦争における人種差別』（平凡社ライブラリー、2001年）、スヴェトラナ・アレクシェーヴィチ『戦争は女の顔をしていない』（岩波現代文庫、2016年）（マンガ版でも可）を読んでおいてください。

< 参考図書 >

課題レポートの対象となる課題図書、各回の授業テーマに関する参考図書等については、開講後に適宜指示します。

< 授業計画 >

第1回 ガイダンス

この授業で取り扱う主題（テーマ）、この授業の進め方、注意事項等について説明します。

第2回～3回 さあ、戦争をはじめよう！

～ 国家と情報

ベトナム戦争、アフガニスタン戦争（2001年）、イラク戦争（2003年）などを素材に、戦争をはじめめるために、「民

主主義」国家が国民に対してどのような情報操作を行ってきたかについて学んでいきます。

第4回～第5回 さあ、戦争をはじめよう！

～ 国家と情報②

ボスニア・ヘルツェゴビナ紛争やウクライナ紛争などを素材に、戦争を煽るメディアの実態とその背景にある国家意思について学んでいきます。

第6回～第7回 標的にされるジャーナリズム～ 国家と報道の自由

権威主義政権、独裁政権が、自分たちに都合の悪いジャーナリストやメディアに対してどのように沈黙を強いてきたかについて、ロシア、中国、トルコなどの具体例を用いて、学んでいきます。

第8回 安全保障と報道の自由～ 国家と報道の自由②

特定秘密保護法、重要土地等調査規制法、共謀罪などによる安全保障分野における報道の自由の規制について学んでいきます。

第9回～第11回 サイバースペースに「安全」なんかない！～サイバーセキュリティの実態

サイバースペースにおける極端な誹謗中傷やネットリンチなど、サイバースペースにおける「差別」と「排除」の実態、デジタル化の急速な加速や電子決済などの普及によるデジタル格差、さらにはデジタル化などの前提となるサイバーセキュリティの実態について学んでいきます。

第12回～第13回 「境界なき戦争」と人権～サイバー戦争とAI戦争

「境界なき戦争」としてのサイバー戦争/AI戦争における人権の侵害状況について学んでいきます。

第14回～第15回 再臨するビッグ・ブラザー～「境界なき監視」と人権

多くの人々がSNSなどで承認欲求に基づく過剰な露出をするなか、これらの「公表個人情報」をAIを使って収集し、プロファイルする新たな監視、「AI監視社会」の現状と未来について学んでいきます。

2022年度 前期

2単位

国際関係論特殊講義

岩田 将幸

< 授業の方法 >

演習形式および講義形式を兼ねる。

英語の文献と日本語の文献を合わせて購読しつつ、講義を進めていく

特別警報の際でも、オンライン講義は原則として実施します。ただし、自治体から避難等の指示が出されている

場合は、その旨の連絡を上記までしてください。欠席としては扱いません。

< 授業の目的 >

本講義の目的は、今日、われわれはどのような世界に住んでいるのかを考察することにある。

国際政治における現実主義が前提とするアナキーな世界とはいえど、グローバル化の進展と相互依存の進む世界において、世界のどこかで起きている事象は決してわれわれにも無関係とはいえない。

また、グローバルな世界を対象とした国際関係論についてより深く学習するにつき、必須となる英語に関してもある程度の習熟を目指す。

つまり、法学研究科修士課程のDPに則り、われわれが暮らすグローバルな相互依存の中で、われわれ自身が帰属する国際社会が、いかにあるいはどのように組織化されて、あるいはされつつあるのかを考察する。

< 到達目標 >

上記の講義目的に基づけば、受講学生はそれぞれ以下の点を到達目標とすることになる。

国際関係の理論的枠組みを理解できるようになる。

国際関係の歴史の大枠とその主要な変容を理解できるようになる。

グローバル化が進む世界で、いかにして我々の日常が世界大での相互依存のただなかに置かれているかを理解できるようになる。

グローバル化がもたらす多角的な側面を理解し、それがどのような課題をわれわれに突き付けているかを理解できるようになる。

世界の各地域の特性を学び、各地域が抱える課題やそれに対処するために存在する国際機構等についての知見を有することができる。

その上で、世界全体としてグローバル社会の中で取り組まれている喫緊の課題について問題意識を持つことができるようになる。

国際関係論において頻繁に用いられる英語の表現や文章を理解できるようになる。

< 授業のキーワード >

グローバル化、国際社会、国際秩序、国際関係理論、グローバル・ガバナンス、外交、国際関係に関する英語表現の理解

< 授業の進め方 >

受講生は事前に指定したテキストの箇所のレジюме（現状、問題点、取り組みを中心に）を作成する。

受講生は事前に指摘した英語のパラグラフの読み、意訳する。

教員は上述の日本語でのレジюмеおよび英語の文章の解説を行う。

教員と学生は、上述の過程をもとにして、議論を整理しつつ、問題点を明らかにしていく。そうした反復学習方式を用いてグローバル化という現象やその現象を対象とした国際関係論理解を深めていく。

< 履修するにあたって >

新聞やHPなどのメディア媒体の海外ニュース情報に通じ、感度を高めていく意欲や姿勢が求められる。なぜなら、グローバル化が進んだ今日、われわれは高度な相互依存関係にあり、海外での出来事に無関心であることは、自分自身の生活や自分の暮らす日常世界に対する関心を押し下げてしまうことになるからである。

それとともに、自分が暮らす社会における「多様性」に関して理解を深めようとする意欲や姿勢が求められる。固定的かつ短視眼的な視野で物事を判断することは、自分とは異なる他者を「排除」することにつながりかねない。そうすれば、自分の住む世界は閉じたものとなり、そこから得られるものは限られ、自らの可能性も狭めてしまうことになる。

国際関係に関する大学院での講義科目となるので、自分の住む世界がどうやって形作られ、変化していき、それに対して自分がどう解釈し行動していくかが問われていくことをよく理解しておくことが求められる。

また、国際関係論をより深く学ぶうえで必須となる英語力の強化と英文の文章読解に努めてもらいたい。そのため、最低限の英語のボキャブラリーやイディオム、文法を習熟していることが望ましい。

< 授業時間外に必要な学修 >

事前に指定したテキストの箇所のレジюме（現状、問題点、取り組みを中心に）を作成する。

事前に指定した英文の箇所を意識できるように準備する（最低限のこととして、知らない単語や熟語を調べ、文章構造を把握し、不明や点や理解できない点を質問できるようにしておくこと）。

各講義につき、3時間程度の予習を要する。

< 提出課題など >

各回におけるレジюмеおよびコメントの提出。

毎回のレジюмеやコメントに関しては、レジюмеの形式、中身のまとめ方、理解の程度に関して指摘が行われる。文書の作成に関しては、そうした指摘をを反映していて、毎回、改善していくことが求められる。また、理解や分析に関して、足らない部分は、別途、文献や資料などが提示される。

ほか、特に提出は求めないが、事前に指定した英文の箇所を意識できるように準備しておくこと。

< 成績評価方法・基準 >

各回のレジюме30%、講義時の報告20%、英文講読の準備具合や理解の程度30%、講義の内容理解を示す問題意識の提示やディスカッションの質20%。

< テキスト >

日本語テキストとしては、吉川元ほか（編）『グローバル・ガヴァナンス論』を使用。

英語文献の講読テキストに関しては、講義開始時に学生と相談して決定する。

<参考図書>

広島市立大学 広島平和研究所（編）『平和と安全保障を考える事典』

初瀬龍平 『国際関係論 - 日常性で考える - 』

大芝亮ほか（編）『パワーから読み解くグローバル・ガバナンス論』

このほか必要に応じて、講義時に紹介する。

<授業計画>

ガイダンス

講義の進め方やレジュメの作成の仕方の説明。

グローバル化とはなにか

グローバル化という多角的現象についてのイントロダクション

英文テキストの読解

グローバル化とはなにか

グローバル化の経済的、政治的、社会的、法的な側面にそれぞれ焦点をあてる。

英文テキストの読解

グローバル化と地域

欧州地域に焦点をあてる。

英文テキストの読解

グローバル化と地域

東アジア、東南アジアを中心とした地域に焦点をあてる。

英文テキストの読解

グローバル化と地域

米大陸を中心とした地域に焦点をあてる。

英文テキストの読解

グローバル化と地域

これまでの学んだ地域の特性を比較検討するとともに、それぞれの地域から何を学ぶことができるかを考察する。

英文テキストの読解

グローバル化と地域

アフリカという地域に焦点をあてる。

英文テキストの読解

グローバル化と地域

これまでの学んだ地域の特性を比較検討するとともに、それぞれの地域から何を学ぶことができるかを考察する。

英文テキストの読解

グローバル化がもたらす現象

グローバルな市民社会の出現に焦点をあてる。

英文テキストの読解

グローバル化がもたらす現象

グローバル化が国家（とりわけ脆弱な国家）にもたらす影響に焦点をあてる。

英文テキストの読解

グローバル化がもたらす現象

グローバルなテロリズムに焦点をあてる。

英文テキストの読解

グローバル化がもたらす現象

民族とそのグローバルなネットワークに焦点をあてる。

英文テキストの読解

グローバル化がもたらす現象

パブリック・ディプロマシーと呼ばれるグローバル化に対処した新たな外交指針に焦点をあてる。

英文テキストの読解

グローバル化がもたらす現象

これまでの学んだグローバル化をもたらす諸現象について復習を行い、その全体像とそれぞれの課題を把握する。

英文テキストの読解

2022年度 前期～後期

4単位

国際経営論特殊講義

藤原 由紀子

<授業の方法>

講義

<授業の目的>

本講義では、国際経営論の理論と実践を学ぶことで経済学・経営学に関する高度な専門知識を修得し、その知識や分析方法を使って自ら設定した課題を総合的に考察できることの2つを目的とする。

大企業に加え、中堅・中小企業でも国境を越えてビジネスを展開している企業が増えている。本講義では国際経営論に関する理論や基礎的知識を学ぶことで、現実の経営活動やその背後にある戦略を理解、分析する力を養う。ビジネス環境として考慮すべき国の違いについても理解を深める。

<到達目標>

修得した理論や知識を使って、特定のテーマや企業について分析したり、検討できるようになることを目標とする。

具体的には、

- ・国や地域の特徴を掴み、それが多国籍企業のビジネスに及ぼしている影響について説明できる。
- ・現実の国際経営活動の課題を分析し、それに対して自分なり解釈を加えたり、提言をすることができる。

<授業のキーワード>

多国籍企業、国際ビジネス、国や地域の特徴、戦略、事業運営

<授業の進め方>

テキストの輪読を行う。輪読に加えて、受講者による調査、分析結果の発表と議論も行う。

但し、受講者数によっては、授業の進め方を変更する可能性がある。

<履修するにあたって>

新聞や日経ビジネスなどを通じて、現実の社会の動きや企業活動を理解するよう努めてください。

<授業時間外に必要な学修>

日ごろから新聞や日経ビジネスなどの雑誌を読んで、現実の企業活動への理解と関心を深めてください(1時間)。講義で学んだ知識や理論を使って、現実の企業活動を解釈する練習をしてください。

<提出課題など>

事例研究のレポート(3回)

<成績評価方法・基準>

単位の認定には、半期ごとに5分の4以上の出席が前提となる。その上で、事例研究のレポート(各25%で3回分、75%)と授業中の発言や議論への参加状況(25%)で評価する。

<テキスト>

初回授業で連絡する。

<参考図書>

適宜指示する。

<授業計画>

第1回 イントロダクション

本講義の概要、進め方について説明する。

第2回 CAGEフレームワーク

多国籍企業の本国と進出しようとする国の間には、様々な点で隔りがある。文化、政治、地理、経済という4つの視点から国や地域の違いを分析するためのゲマワットのCAGEフレームワークについて学ぶ。

第3回 国による違い1

国による政治・経済体制の違いを理解する。体制の違いによって多国籍企業がどのような問題に直面し、それにどう対応しているのかを学ぶ。

第4回 国による違い2

国による文化の違いや地理的な隔りについて理解する。そのなかで多国籍企業がマーケティングや経営管理上、どのような問題に直面し、それにどう対応しているのかを学ぶ。

第5回 事例研究

受講者による報告とディスカッション。CAGEフレームワークを使って特定の国を分析し、その中で日本企業が直面している問題やそれへの対応について報告、検討する。

第6回 海外直接投資の理論1

企業はなぜ、海外進出するのか。海外進出した先で現地企業との競争に勝つためには、外国企業であることの不利を上回る何かしらの優位性をその企業が持っている必要がある。ここではハイマーの優位性の命題を説明し、

海外進出の決め手となる「優位性」とは何かを理解する。

第7回 海外直接投資の理論2

海外進出する際の3つの形態を説明する。その上で、それぞれの取引コストを比較することで企業が進出形態を決めていると考える内部化理論について説明する。

第8回 海外直接投資の理論3

海外進出する際、どの国を選ぶべきなのか。決め手は、進出先の国にどのような優位性があるのかである。これを立地優位性と言う。海外進出の目的によって、どのような立地優位性が求められるのかを考える。

第9回 海外直接投資の理論4

企業のもつ優位性と、その国の立地優位性、進出形態の3つを総合して海外進出のパターンを説明するOLIパラダイムについて学ぶ。

第10・11回 事例研究

海外直接投資の理論を使って日本に進出している外資系企業の事例を分析し、その結果を報告してもらう。理論によって現実を説明しにくいケースにどのようなものが考えられるか議論する。

第12・13回 多国籍企業の組織構造

国際経営活動の進展に合わせて組織構造がどのように変化するのか、戦略と組織構造の適合性について説明する。

第14・15回 グローバル統合と現地適応

多国籍企業が世界中で活動をするうえで、事業や機能を世界中で標準化すべきか現地の状況に合わせるべきなのかを考える必要がある。このグローバル統合と現地適応という問題と、この問題を考える際の枠組みとなるI-Rフレームワークについて学ぶ。

第16・17回 国際経営のタイプと組織モデル

I-Rフレームワークをもとにして分類される経営の4つのタイプの特徴について学ぶ。経営のタイプに適した組織モデルについて説明する。

第18~20回 国際マーケティング

マーケティングの基礎知識を復習する。その上で、国内マーケティングと国際マーケティングの違いを説明する。国際マーケティングで考慮すべき標準化と適応化の問題について考える。

第21回 事例研究

多国籍企業を1つ選択し、日本国内のマーケティングミックスと海外のマーケティングミックスを調査し、共通点と相違点について報告する。共通点と相違点が生じた理由について考察する。

第22回 国際的なものづくりの展開1

日本的生産システムの特徴について学ぶ。

第23・24回 国際的なものづくりの展開2

日本的な技術移転の特徴と、それによって日本企業がどのような課題に直面しているのかを学ぶ。

第25回 国際生産ネットワーク

海外工場の立ち上げから複数の海外工場をいかに管理、

関係すべきなのかについて考える。

第26・27回 海外子会社のコントロール

海外子会社の統制のあり方を経営者の経営姿勢から4つのタイプに分類したパールミュッターのEPRGプロファイルについて学ぶ。この考え方を使用し、日本と外国企業の海外子会社のコントロールの違いについて考える。

第28・29回 国際経営と言語

国際ビジネスの共通言語は英語であるが、日本企業の国際経営では日本語も使用されている。なぜ日本語が使用されるのかを説明する。また日本企業が英語を公用語にすることについて考える。

第30回 総括

これまでの振り返りを行う。

2022年度 前期～後期

4単位

国際法特殊研究 B

木原 正樹

----- < 授業の方法 >

遠隔授業(演習、リアルタイム授業)

< 授業の目的 >

この科目は、法学部のDPIに示す、国際化社会の時代に対応した法的素養を身につけた職業人となるために、国際法上の特定のテーマの研究を追究することを目指す。

< 到達目標 >

国際法上の特定のテーマに関する文献を読み解くことにより、受講者の研究テーマ(課題)に従って研究を追究することができる。

< 授業のキーワード >

国際判例、国際法論文

< 授業の進め方 >

教員が適宜文献を指定するので、院生はそれらの文献を読んで、授業までに各自の研究を進める。

その進行状況に合わせて、教員が指導する。

< 履修するにあたって >

1年目に各自の研究の基礎となる文献を収集、研究し、2年目に関連する事例と判例の資料を収集、研究して、各自の研究を追究するように。

< 授業時間外に必要な学修 >

一日平均1時間、1週間7時間は必要な学修をしてくる。必要な文献について、図書館などで書籍やコピーを入手し、研究する。

< 提出課題など >

各自の研究が進展していく段階に応じて、その都度指示する。

< 成績評価方法・基準 >

国際法上の特定のテーマの研究の進捗状況および完成した研究のまとめを評価の対象とする。各自の研究の進捗状況(30%)および完成させたまとめの内容(70%)を

合わせて評価する。

< テキスト >

なし

< 参考図書 >

各自の研究の進捗に合わせて指示する。

< 授業計画 >

第1回第2回 研究準備1,2

特定のテーマの研究を準備する。

第3回 研究準備3

特定のテーマの研究を準備する。

第4回第5回 文献・資料研究1,2

各自の研究テーマに関する文献・資料を研究する。

第6回第7回 文献・資料研究3,4

各自の研究テーマに関する文献・資料を研究する。

第8回第9回 文献・資料研究5,6

各自の研究テーマに関する文献・資料を研究する。

第10回第11回 文献・資料研究7,8

各自の研究テーマに関する文献・資料を研究する。

第12回第13回 文献・資料研究9,10

各自の研究テーマに関する文献・資料を研究する。

第14回第15回 文献・資料研究11,12

各自の研究テーマに関する文献・資料を研究する。

第16回第17回 事例・判例研究1,2

各自の研究テーマに関する事例・判例を研究する。

第18回第19回 事例・判例研究3,4

各自の研究テーマに関する事例・判例を研究する。

第20回第21回 事例・判例研究5,6

各自の研究テーマに関する事例・判例を研究する。

第22回第23回 事例・判例研究7,8

各自の研究テーマに関する事例・判例を研究する。

第24回第25回 事例・判例研究9,10

各自の研究テーマに関する事例・判例を研究する。

第26回第27回 テーマ分析・研究1,2

各自の研究テーマを分析・研究する。

第28回第29回 テーマ分析・研究3,4

各自の研究テーマを分析・研究する。

第30回 テーマ確認

各自の研究テーマを確認する。

第31回～第33回 研究準備1～3

各自のテーマに沿った研究を準備する。

第34回第35回 研究指導1,2

各自のテーマに沿った研究を進めて、指導する。

第36回第37回 研究指導3,4

各自のテーマに沿った研究を進めて、指導する。

第38回第39回 研究指導5,6

各自のテーマに沿った研究を進めて、指導する。

第40回第41回 研究指導7,8

各自のテーマに沿った研究を進めて、指導する。

第42回第43回 研究指導9,10

各自のテーマに沿った研究を進めて、指導する。

第44回第45回 研究指導11,12

各自のテーマに沿った研究を進めて、指導する。

第46回第47回 研究のまとめの修正1,2

各自のテーマに沿った研究をまとめて、これを加筆、修正していく。

第48回第49回 研究のまとめの修正3,4

各自のテーマに沿った研究をまとめて、これを加筆、修正していく。

第50回第51回 研究のまとめの修正5,6

各自のテーマに沿った研究をまとめて、これを加筆、修正していく。

第52回第53回 研究のまとめの修正7,8

各自のテーマに沿った研究をまとめて、これを加筆、修正していく。

第54回第55回 研究のまとめの修正9,10

各自のテーマに沿った研究をまとめて、これを加筆、修正していく。

第56回～第59回 研究のまとめの校閲1～4

各自のテーマに沿った研究のまとめを校閲する。

第60回 研究全体の確認

各自のテーマに沿った研究のまとめの形式、内容をはじめ、当該研究全体を確認する。

2022年度 後期

2単位

国際法特殊講義

木原 正樹

< 授業の方法 >

遠隔授業(講義、リアルタイム授業)

< 授業の目的 >

この科目は、法学研究科のDPに示す目的に到達することを目指す。すなわち、「国益が衝突する国際紛争、および人権保障や環境保護などの問題の国益を超えた解決において応用することができるように、高度な国際法の知識を修得すること」を目指す。

我々が生活している社会では、何か悪いことをすれば中央権力によって警察に摘発されたり裁判に訴えられたりする。しかし、国際社会には、国内のような中央権力が存在しない。それでも、「力の支配」ではなく「法の支配」が必要とされている。このような問題意識から先人達は「国際法」を創造してきた。現代では、国益が衝突する国際紛争だけでなく、人権保障や環境保護などの問題の国益を超えた解決においても、国際法はますます重要になってきている。本講義では、このような現代国際法理論を理解し、修得できるようにすることを目的とする。

< 到達目標 >

現代国際法の基本概念や多様な規範内容を説明することができる。

様々な国際問題に対して、国際法を解釈して適用することができる。

国際法による国際紛争の実効的解決方法と、その限界を実証する。

< 授業のキーワード >

条約、慣習法、外国人、国際人権法、国際刑事法、国際経済法、国際環境法、紛争の平和的解決

< 授業の進め方 >

山形英郎他編『国際法入門〔第2版〕 逆から学ぶ』(法律文化社、2018年)を精読、報告、議論する。

< 履修するにあたって >

報告者以外の受講生も、その週の報告部分を熟読してきて、議論に参加することが求められる。学部で十分に国際法を学修していない受講生は、事前に国際法の入門書(参考書)を一読しておいてほしい。

< 授業時間外に必要な学修 >

全員、一日平均25分、週3時間は必要な学修をしてくる。教科書につき、その週の購読部分を読んでくること。

報告者は、それに加えて報告準備を2時間、合計週5時間学修してくる。

報告者は、要点につき質疑応答できるよう、参考書なども読んで報告レジュメをまとめてくること。

< 提出課題など >

講義を10行程度でまとめて、提出してもらう。

これを教員が採点して、返却する。

< 成績評価方法・基準 >

報告内容(40%)、毎回の予習状況(20%)、議論への参加状況(20%)、課題(まとめ)(20%)

< テキスト >

山形英郎他編『国際法入門〔第2版〕 逆から学ぶ』(法律文化社、2018年10月刊行)

< 参考図書 >

・徳川信治他編『テキストブック 法と国際社会 第2版』(法律文化社、2018年4月)、・田畑茂二郎『国際法講話』(有信堂、1991年)、・杉原高嶺『基本国際法』(有斐閣、2018年)、・松井芳郎『国際法から世界を見る〔第3版〕』(東信堂、2011年、325頁、2800円)

< 授業計画 >

第1回 第1章「国際法の基礎」

国際法とは何か

第2回 第14章「外国人法」

1 国民と外国人、2 国籍

第3回 第14章「外国人法」

3 領事保護、4 外交的保護、5 難民

第4回 第15章「国際人権法」

1 人権の法典化、2 さまざまな人権条約

第5回 第15章「国際人権法」

3 人権条約の国際的実施、4 国連機関による人権の実現

第6回 第17章「国際刑事法」

国際犯罪、国際刑事裁判所

第7回 第18章「国際経済法」
国際経済法とは何か
第8回 第18章「国際経済法」
WTOにおける物の貿易
第9回 第19章「国際環境法」
環境問題と無過失責任
第10回 第19章「国際環境法」
地球環境保護条約
第11回 第21章「国際法の主体」
国家、国際機構、個人、人民
第12回 第25章「国際法と国内法」
1 国際法と国内法の関係、2 国際法レベルにおける国内法の地位
第13回 第25章「国際法と国内法」
3 国内法レベルにおける国際法の地位
第14回 第27章「紛争解決」
紛争解決に関する基本原則と手段
第15回 第27章「紛争解決」
国際司法裁判所による司法的解決と勧告的意見

2022年度 前期

2単位

国際民事訴訟法特殊講義

角森 正雄

< 授業の方法 >

対面講義を行う。

事情により、Zoomによるオンライン授業を行うことがある。

< 授業の目的 >

国際取引の増大、日本企業の海外展開、国際結婚の増加に伴い、国境を越えた民事紛争が激増している。そのような紛争の裁判による解決の要請に手続法はどのように応えるべきか。本講義は、「DP「実社会や法実務において応用することができる高度な専門的な知識を修得し、それを実践的な問題解決に生かすことができる」に基づき、国際民事訴訟の実体を知るとともに、解決が迫られている訴訟法上の諸問題について検討する。

< 到達目標 >

院生は、国境を越えた民事紛争の実態を知ることができるようになる。

院生は、国際民事紛争の多様な解決方法を知ることができるようになる。

院生は、国際民事紛争の裁判上の解決方法について、国内の実定法のあらましを知ることができるようになる。

院生は、国際民事訴訟法に関する判例学説を読み解く能力を修得することができるようになる。

< 授業のキーワード >

民事訴訟、国際取引、紛争解決

< 授業の進め方 >

毎回、指名された担当者がレジюмеを作成し、それに基づいて発表し、受講者と担当教員との質疑応答によって理解を深める。

< 履修するにあたって >

本講義は、民事訴訟法の基礎知識を前提としている。

民事訴訟法を学部等で修得していない受講生は、本講義受講と並行して、学部の民事訴訟法講義を聴講することが望ましい。

< 授業時間外に必要な学修 >

各回の講義に対して予め指定した課題の準備に2時間、講義の復習として1時間を目安とする。

< 提出課題など >

各回報告者にレジюме作成を求める。

期末レポートを作成する（提出期限、課題内容は講義時に提示する）。

< 成績評価方法・基準 >

期末レポート（50点）

各回講義のレジюме作成および報告内容（50点）

< テキスト >

本間靖規・中野俊一郎・酒井一『国際民事手続法』第2版（有斐閣、2012年）

< 授業計画 >

第1回 国際民事訴訟法の概要(1)

1 国際民事訴訟法とは何か

第2回 国際民事訴訟法の概要(2)

2 国内民事訴訟法との関連性

第3回 民事裁判権の免除(1)

1 裁判権免除の意義

2 外国国家と裁判権免除

第4回 民事裁判権の免除(2)

3 外交使節・領事等と裁判権免除

第5回 民事裁判権の免除(3)

4 国際機関と裁判権免除

第6回 財産関係事件の国際裁判管轄(1)

財産関係事件の国際裁判管轄・総論(1)

1 国際裁判管轄の意義

2 間接管轄と直接管轄

3 国際裁判管轄の法源

第7回 財産関係事件の国際裁判管轄(2)

財産関係事件の国際裁判管轄・総論(2)

4 国際裁判管轄の法理の展開

5 改正民事訴訟法と国際裁判管轄

第8回 財産関係事件の国際裁判管轄(3)

財産関係事件の管轄原因(1)

第9回 財産関係事件の国際裁判管轄(4)

財産関係事件の管轄原因(2)

第10回 身分関係事件の国際裁判管轄(1)

身分関係事件の国際裁判管轄

- 1 離婚事件 2 婚姻無効・取消事件 3 親子関係事件 4 扶養料請求事件 5 家事非訟事件

第11回 身分関係事件の国際裁判管轄(2)

身分関係事件の国際裁判管轄

- 1 離婚事件 2 婚姻無効・取消事件 3 親子関係事件 4 扶養料請求事件 5 家事非訟事件

第12回 国際二重起訴(1)

- 1 国際訴訟競合・国際二重起訴の発生

第13回 国際二重起訴(2)

- 2 内外国判決の抵触問題

第14回 訴訟物

国際民事訴訟の訴訟物

第15回 講義のまとめ

講義のまとめ

2022年度 前期

2単位

商法特殊講義

岡田 豊基

< 授業の方法 >

対面授業。

< 授業の目的 >

修士課程において、法学研究科のディプロマポリシー（学位授与の方針）（学部段階において習得した法学や政治学に関する専門的知識や能力を基礎として、以下の能力を習得することを目的とする。1．実社会や法実務において応用することができる高度な専門的知識を修得し、それを実践的な問題解決に生かすことができる。2．専攻分野における理論的・実践的論点を抽出してそれを追求し、研究成果としての修士論文において一定の解決や方向性を示すことができる。）の修得を目的とする。

< 到達目標 >

会社の機関（株主総会・取締役会・代表取締役・取締役・監査役等）に関する最高裁の判例を輪読することにより、会社における機関の機能に関する知識を修得し、能

力を育成することができる。

< 授業のキーワード >

会社法、機関、株主総会、取締役会、代表取締役、取締役

< 授業の進め方 >

各自、指定された判例を報告し、その後、質疑応答を行う。

判例やレジメ等のデータを受送信する必要があるため、受講者は、下記宛、送受信に使用するメールアドレスを送信して下さい。

< 履修するにあたって >

会社法の学修をしておくことが望ましい。

< 授業時間外に必要な学修 >

報告者は、講義前にレジメを作成し、担当教員および他の受講生に配布すること。

他の受講生は、レジメを事前に読んでおくこと（予習2時間）。

講義後、レジメの内容について、他の判例などを調べ、当該分野について復習をしておくこと（復習2時間）。

< 提出課題など >

報告レジメを提出すること。

< 成績評価方法・基準 >

試験は行わない。判例の報告内容（70点）および質疑応答（30点）を通じて、学修内容の理解の程度に応じて評価する。

< テキスト >

判例を配布する。

< 参考図書 >

江頭憲治郎『株式会社法（第8版）』有斐閣

< 授業計画 >

第1回 ガイダンス

報告を担当する判例を決める

第2回 株主総会（1）

最判昭和54年11月16日

第3回 株主総会（2）

最判平成2年4月17日

第4回 取締役会（1）

最判平成6年1月20日

第5回 取締役会（2）

最判平成21年4月17日

第6回 代表取締役（1）

最判平成21年4月17日

第7回 代表取締役（2）

最判昭和52年10月14日

第8回 取締役（1）

最判平成21年7月9日

第9回 取締役（2）

最判平成20年1月28日

第10回 取締役（3）

最判昭和62年4月16日

第11回 取締役(4)
最判平成21年3月10日
第12回 取締役(5)
最判平成14年1月22日
第13回 取締役(6)
最判平成15年2月21日
第14回 取締役(7)
最判平成4年12月18日
第15回 取締役(8)
最判平成20年2月26日

2022年度 前期

2単位

商法特殊講義

小松 卓也

< 授業の方法 >

演習。対面講義。

< 授業の目的 >

この講義では、商取引に関する重要問題を研究する。具体的には、ライセンス契約などのいわゆる現代型の企業間契約の規律を取り上げる。そして、企業間取引について、何らかの有意義な認識を得ることを目的とする。法学研究科のDPとの関係では、「実社会や法実務において応用することができる高度な専門的知識を習得し、それを実践的な問題解決に生かすことができる」に貢献するものである。

< 到達目標 >

契約法や企業間取引の規律について、一定水準以上の見識を得ることができる。

< 授業の進め方 >

商取引の仕組みを講義する。また、商取引に関する裁判例を輪読をする。商取引法に関する用語等について、事前に調査することを課題とする場合がある。

< 履修するにあたって >

* 履修を希望する場合、事前に直接メールで連絡してください。

契約法や民法の基礎知識を有しない場合、本講義と並行して自学することが望ましい。

< 授業時間外に必要な学修 >

講義において触れられた用語や問題点について、各自で調査および検討するという自学自習(復習)が望まれる。目安としては、各回につき60分程度が必要であろう。

< 提出課題など >

予め指示した専門用語等について各自で事前に調査することを要求することがある(頻繁にある)。

< 成績評価方法・基準 >

課題に対する発言内容(50%)および課題の修得の達成度(50%)から評価する。

< 授業計画 >

第1回 ガイダンス

契約法の概略

第2回 典型契約

典型契約に関する規律を確認する

第3回 企業間取引

企業間取引の関する考え方を概観する

第4回 融資契約

いわゆる間接金融について金融機関サイドから考える

第5回 フランチャイズ契約

具体的事例から考察する

第6回 継続的取引

継続的取引の理論的考察

第7回 ライセンス契約(1)

法的構造の研究

第8回 ライセンス契約(2)

判例研究(1)

第9回 ライセンス契約(3)

判例研究(2)

第10回 ライセンス契約(4)

判例研究(3)

第11回 ライセンス契約(5)

判例研究(4)

第12回 ライセンス契約(6)

判例研究(5)

第13回 ライセンス契約(7)

判例研究(6)

第14回 ライセンス契約(8)

判例研究(7)

第15回 ライセンス契約(9)

判例研究(8)

2022年度 前期

2単位

商法特殊講義

久保 成史

< 授業の方法 >

対面授業

< 授業の目的 >

授業の目的 この授業では会社法のうち、二つのテーマを取り上げて、すなわち「上場公開会社」と「合同会社」について、学部とは違ったアプローチにより、会社法の内容を一步進めて、それらの具体的な法規制・内容を展開することで個別的詳細な諸点の修得を目的とする。この目的に沿って、上場会社については、特にコーポレート・ガバナンスとの関連で進めていく。会社内部の問題として、内部統制がきわめて重要になっており、会社不祥事等に関して、例えば会社法施行規則100条3項5号では、「通報者に対する保護の体制整備」の規定が置か

れており、会社法そのものの条文を一步進めて読むことにする。

また、合同会社については、最近、大手の外資系企業が相ついで株式会社から合同会社に組織変更している。このような傾向は、どこにそのような根拠があるのかを株式会社等と比較しながら、会社が大企業といえども株式会社一辺倒ではないことを現実の知識として修得し、上場公開会社と合同会社における「有限責任性」にもスポットを当てる事にする。

以上の諸点についての専門的な知識を修得することにより、会社法の基礎的能力を活かした実践的且つ論理的な能力を身に付けることを目的とし、現実の問題解決においても、その能力を発揮することができる。なお、研究成果としての修論作成においては、関連する知識の抽出により、理論的・実践的な解決や方向性を示すことができる。

<到達目標>

1 会社法における「内部統制」の骨格について、最近の動向を踏まえて説明することができる。

2 最近、外資系の大企業が合同会社に組織変更していることについて、専門用語を用いてを説明し、その背景にある問題点を提起できる。

3 企業法務の観点から、内部統制マニュアルを作成することができる。

<授業のキーワード>

内部統制、合同会社、コーポレートガバナンス・コード

<授業の進め方>

関連資料の配布により、その輪読及び討論並びに説明によって進めるが、テーマによってはレポートの提出を求める。

<履修するにあたって>

日頃から、配布資料に関連する新聞記事等は、良く読んでおくこと。

<授業時間外に必要な学修>

配布資料に基づいて、その関連資料を各自が収集してそれを丹念に読んでおくこと。また、毎回の授業の前に参考書を基に2時間程度の予習・復習が望ましい。

<提出課題など>

適宜、授業に沿ったテーマに関する簡潔な報告を求める。

<成績評価方法・基準>

学期末に課題を出し、その課題について採点・評価する。

<テキスト>

配布資料による。

<参考図書>

久保成史・田中裕明『会社法新講義』（2013年）中央経済社。その他、適宜、紹介する。

<授業計画>

第1回 会社法の全体像

会社の種類と株式，社員の有限責任と無限責任等

第2回 上場会社（1）

コーポレート・ガバナンスからのアプローチ（総論）

第3回 上場会社（2）

株主利益の最大化，ステークホルダーの利益

第4回 会社の機関

所有の経営の分離，所有と支配の分離

（特に，バーリー＝ミーンズのよりも早く「所有と経営」の分離を分析した米学者について手持ちの資料により説明）

第5回 取締役と取締役会

上場会社における取締役会の経営権

第6回 委員会設置会社等

改正の経緯，監査等委員会設置会社，指名委員会等設置会社

（我が国で最初に委員会設置会社に移行した大企業が，会社を揺るがす大不祥事を起こしたことについて，監査役会設置会社と委員会設置会社の是非を議論）

第7回 内部統制制度（1）

内部統制制度の法目的，法令遵守のための内部統制

第8回 内部統制制度（2）

アメリカにおける内部統制制度の歴史

第9回 内部統制制度（3）

我が国における内部統制制度の展開

第10回 内部統制制度（4）

アメリカにおける内部統制制度の展開（ドット＝フランク法とその後の展開について、手持ちの資料によって説明）

第11回 内部統制制度（5）

金商法による規制，内部統制制度と取締役の民事責任

第12回 企業統治（1）

コーポレートガバナンス・コードの概要

第13回 企業統治（2）

コーポレートガバナンス・コードに対する企業の対応策

第14回 企業統治（3）

機関投資家との関係，日本版スチュワードシップ・コード

第15回 監査制度（総論）

監査制度の沿革，我が国の監査制度，アメリカ型経営者監督の特徴

2022年度 前期～後期

4単位

政治思想史特殊研究B

佐藤 一進

<授業の方法>

後期第1回（9月30日（木））の授業形態

遠隔授業（リアルタイム授業）。zoomミーティングの情報は、下記「遠隔授業情報」欄を参照のこと。

10月7日（木）以降の授業形態は、感染状況に鑑みて決定し、改めて通知する。

< 授業の目的 >

本科目は、法学研究科のDPに示す、専攻分野における理論的・実践的論点の抽出と追求、また研究成果としての修士論文における一定の解決や方向性の提示を可能とする能力の涵養を念頭に、西洋政治思想史と現代政治理論における保守主義に関する必読文献を読み込むことで、基礎的な知識と思考の枠組みを習得し、自らのテーマに即した学術論文を構成する基礎力の獲得を目指す。具体的には、西欧思想史上に保守主義がどのように生誕した（と解釈されてきた）かを踏まえ、保守主義の今日的な理論的可能性、およびその問題点について考察する。

< 到達目標 >

下記「テキスト」の項目に示した候補から、履修者各自の研究計画に基づいて履修者と協議のうえ、文献を確定し、それを購読することで、（１）保守主義の思想的な来歴と理論的な現状に関する基礎知識を修得できること、および、（２）外国語（もっぱら英語を想定している）と日本語による学術的文章を正確に理解できることを目指す。

< 授業のキーワード >

歴史叙述、時間、感性、想像力、記憶、共和主義、自由主義、保守主義、政治経済学、啓蒙思想、商業社会、革命、文明、ナショナリズム、共同体主義、グローバリズム、科学技術

< 授業の進め方 >

指定文献を丁寧に読み進める。全員での文献講読を進め、一定の学習範囲についての報告を各自が分担する。報告にあたってはレジュメの作成と配布を求める。各回は、担当者による報告と、参加者によるディスカッションで構成される。報告者のみならず、すべての参加者が事前に文献の指定範囲を精読していることが求められる。

< 履修するにあたって >

文献を厳密に読み、深く考え、旺盛に議論する主体性を求める。なお、本科目は「政治思想史特殊講義」の内容と連動するため、上記科目と併せての履修を必須とする。

< 授業時間外に必要な学修 >

毎回の事前の読解を必要とする。予習には1回につき120分程度を要すると想定される。

< 提出課題など >

基本的には設けないが、状況に応じてレポートを課す場合がある。

< 成績評価方法・基準 >

恒常的な授業への参加、随時の提出物、取り組みの意欲や姿勢を総合して評価する。

< テキスト >

小松春雄『イギリス保守主義史研究：エドモンド・バークの思想と行動』御茶の水書房、1961年

中澤信彦『イギリス保守主義の政治経済学：バークとマルサス』ミネルヴァ書房、2009年

小島秀信『伝統主義と文明社会：エドモンド・バークの政治経済哲学』京都大学学術出版社、2016年

中澤信彦・桑島秀樹『バーク読本：保守主義の父再考』昭和堂、2017年

桂木隆夫『保守思想とは何だろうか：保守的自由主義の系譜』筑摩書房、2020年

宇野重規『保守主義とは何か：反フランス革命から現代日本まで』中公新書、2019年

佐藤光・中澤信彦『保守的自由主義の可能性：知性史からのアプローチ』ナカニシヤ出版、2015年

仲正昌樹『精神論ぬきの保守主義』新潮社、2014年
楠茂樹・楠美佐子『ハイエク：「保守」との訣別』中央公論新社、2013年

中島岳志『「リベラル保守」宣言』新潮社、2013年

中野剛志『保守とはなんだろうか』NHK出版新書、2013年

福田恆存『保守とは何か』浜崎洋介編、文春学藝ライブラリー、2013年

西部邁『保守思想のための39章』中公新書、2013年

落合仁司『保守主義の社会理論：ハイエク・ハート・オースティン』勁草書房、1987年

R・カーク『保守主義の精神』（上・下）会田弘継訳、中央公論新社、2018年

J・G・A・ポーコック『鳥々の発見：「新しいブリテン史」と政治思想』犬塚元監訳、名古屋大学出版会、2013年

L・シュトラウス『自然権と歴史』塚崎智他訳、ちくま学芸文庫、2013年

R・ニスベット『保守主義：夢と現実』富澤克訳、昭和堂、1990年

J. G. A. Pocock, "Politics, Language, and Time: Essays on Political Thought and History", The University of Chicago Press, 1989

J. G. A. Pocock, "Political Thought and History: Essays on Theory and Method", Cambridge University Press, 2009

Robert Devigne, "Recasting Conservatism: Oakeshott, Strauss and the Response to Postmodernism", Yale University Press, 1994

Ted Honderich, "Conservatism: Burke, Nozick, Bush, Blair?", revised edition, Pluto Press, 2005

John Gray and David Willetts, "Is Conservatism Dead?", Profile Books, 1994

John Kekes, "A Case for Conservatism", Cornell University Press, 1998

Roger Scruton, "The Meaning of Conservatism", revised 3rd edition, St. Augustine's Press, 2002

Roger Scruton, "A Political Philosophy: Arguments for Conservatism", Bloomsbury Continuum, 2006

Roger Scruton, "How to be a Conservative", Bloomsbury Continuum, 2014

Roger Scruton, "Conservatism: An Invitation to the Great Tradition", All Point Book, 2019

Edmund Fawcett, "Conservatism: The Fight for a Tradition", Princeton University Press, 2020

* 上記に列挙した他にも、履修者の関心に応じて文献候補が加えられることがある。

<参考図書>

適宜指示する。

<授業計画>

第1回 導入

授業の進め方について

第2回 選定文献(1)

文献読解と報告

第3回 選定文献(2)

文献読解と報告

第4回 選定文献(3)

文献読解と報告

第5回 選定文献(4)

文献読解と報告

第6回 選定文献(5)

文献読解と報告

第7回 選定文献(6)

文献読解と報告

第8回 選定文献(7)

文献読解と報告

第9回 選定文献(8)

文献読解と報告

第10回 選定文献(9)

文献購読と報告

第11回 選定文献(10)

文献購読と報告

第12回 選定文献(11)

文献購読と報告

第13回 選定文献(12)

文献購読と報告

第14回 選定文献(13)

文献購読と報告

第15回 選定文献(14)

前期の総括

第16回 選定文献(15)

文献購読と報告

第17回 選定文献(16)

文献購読と報告

第18回 選定文献(17)

文献購読と報告

第19回 選定文献(18)

文献購読と報告

第20回 選定文献(19)

文献購読と報告

第21回 選定文献(20)

文献購読と報告

第22回 選定文献(21)

文献購読と報告

第23回 選定文献(22)

文献購読と報告

第24回 選定文献(23)

文献購読と報告

第25回 選定文献(24)

文献購読と報告

第26回 選定文献(25)

文献購読と報告

第27回 選定文献(26)

文献購読と報告

第28回 選定文献(27)

文献購読と報告

第29回 選定文献(28)

文献購読と報告

第30回 選定文献(29)

年間を通じての総括

2022年度 前期

2単位

政治思想史特殊講義

佐藤 一進

<授業の方法>

購読(対面)

<授業の目的>

本科目は、法学研究科のDPに示す、専攻分野における理論的・実践的論点の抽出と追求、また研究成果としての修士論文における一定の解決や方向性の提示を可能とする能力の涵養を念頭に、西洋政治思想史の必読文献を読み込むことで、基礎的な知識と思考の枠組みを習得し、自らのテーマに即した学術論文を構成する基礎力の獲得を目指す。具体的には、政治共同体(「国家」にとどまらない大小さまざまな枠組みがありうる)における共有物(公共物)としての時間を「歴史」と位置づけ、それを叙述し、記憶し、想像し、創造し、忘却し、想起する一連の営みを「政治」の本質の一つと仮定したうえで、近現代の政治思想史、ないし現代政治哲学の条件を考察する。

<到達目標>

下記「テキスト」の項目に示した候補から、履修者各自の研究計画に基づいて履修者と協議のうえ、文献を確定し、それを購読することで、(1)西欧政治思想史の基礎知識と概略を理解できるようになること、および、(

2) 外国語(もっぱら英語を想定している)と日本語による学術的文章を正確に理解できるようになることを目指す。

< 授業のキーワード >

政治哲学、政治思想、政治理論、歴史叙述、時間、感性、想像力、記憶、共和主義、自由主義、保守主義、政治経済学、啓蒙思想、商業社会、革命、文明

< 授業の進め方 >

指定文献を丁寧に読み進める。全員での文献講読を進め、一定の学習範囲についての報告を各自が分担する。報告にあたってはレジュメの作成と配布を求める。各回は、担当者による報告と、参加者によるディスカッションで構成される。報告者のみならず、すべての参加者が事前に文献の指定範囲を精読していることが求められる。

< 履修するにあたって >

文献を厳密に読み、深く考え、旺盛に議論する主体性を求める。

< 授業時間外に必要な学修 >

毎回の事前の読解を必要とする。予習には1回につき120分程度を要すると想定される。

< 提出課題など >

基本的には設けないが、状況に応じてレポートを課す場合がある。

< 成績評価方法・基準 >

恒常的な授業への参加、随時の提出物、取り組みの意欲や姿勢を総合して評価する。

< テキスト >

H・アーレント『カント政治哲学の講義』濱田義文監訳、法政大学出版局、1987年

S・ウォーリン『西欧政治思想史：政治とヴィジョン』尾形典男・福田歎一・他訳、福村出版、1994年

A・ネグリ『構成的権力：近代のオルタナティブ』斉藤悦則他訳、松籟社、1999年

J・G・A・ポーコック『マキアヴェリアン・モーメント：フィレンツェの政治思想と大西洋圏の共和主義の伝統』田中秀夫・奥田敬・森岡邦泰訳、名古屋大学出版会、2008年

M・フーコー『生政治の誕生 コレージュ・ド・フランス講義1978-79年度』ミシェル・フーコー講義集成 慎改康之訳、筑摩書房、2008年

J・G・A・ポーコック『島々の発見：「新しいブリテン史」と政治思想』犬塚元監訳、名古屋大学出版会、2013年

M・オークショット『歴史について、およびその他のエッセイ』中金聡他訳、風行社、2013年

L・シュトラウス『自然権と歴史』塚崎智他訳、ちくま学芸文庫、2013年

J・ロールズ『ロールズ政治哲学史講義』齊藤純一他訳、岩波現代文庫、2020年

Leo Strauss et. al., "History of Political Philo

sophy", The University of Chicago Press, 3rd edition, 1987

J. G. A. Pocock, "Politics, Language, and Time: Essays on Political Thought and History", The University of Chicago Press, 1989

Glenn Burgess, "The Politics of the Ancient Constitution: An Introduction to English Political Thought, 1603-1642", The Macmillan Press, 1992

J. G. A. Pocock, "Political Thought and History: Essays on Theory and Method", Cambridge University Press, 2009

Bruce J. Smith, "Politics and Remembrance: Republican Themes in Machiavelli, Burke, and Tocqueville", Reissued edition, Princeton University Press, 2014

Elizabeth F. Cohen, "The Political Value of Time: Citizenship, Duration, and Democratic Justice", Cambridge University Press, 2018

* 上記に列挙した他にも、履修者の関心に応じて文献候補が加えられることがある。

< 参考図書 >

適宜指示する。

< 授業計画 >

第1回 導入

授業の進め方について

第2回 選定文献(1) 文献読解と報告

第3回 選定文献(2) 文献読解と報告

第4回 選定文献(3) 文献読解と報告

第5回 選定文献(4) 文献読解と報告

第6回 選定文献(5) 文献読解と報告

第7回 選定文献(6) 文献読解と報告

第8回 選定文献(7) 文献読解と報告

第9回 選定文献(8) 文献読解と報告

第10回 選定文献(9) 文献購読と報告

第11回 選定文献(10) 文献購読と報告

第12回 選定文献(11) 文献購読と報告

第13回 選定文献(12) 文献購読と報告

第14回 選定文献(13)

文献購読と報告
第15回 選定文献(14)
前期の総括
第16回 選定文献(15)
文献購読と報告
第17回 選定文献(16)
文献購読と報告
第18回 選定文献(17)
文献購読と報告
第19回 選定文献(18)
文献購読と報告
第20回 選定文献(19)
文献購読と報告
第21回 選定文献(20)
文献購読と報告
第22回 選定文献(21)
文献購読と報告
第23回 選定文献(22)
文献購読と報告
第24回 選定文献(23)
文献購読と報告
第25回 選定文献(24)
文献購読と報告
第26回 選定文献(25)
文献購読と報告
第27回 選定文献(26)
文献購読と報告
第28回 選定文献(27)
文献購読と報告
第29回 選定文献(28)
文献購読と報告
第30回 選定文献(29)
年間を通じての総括

2022年度 前期

2単位

租税法特殊講義

濱谷 直子

< 授業の方法 >

この授業は演習形式で行うことを予定しているが、受講者の基礎学力によっては講義形式に変更する場合がある。遠隔授業(リアルタイム配信)とする。

< 授業の目的 >

この授業は、法学研究科ディプロマポリシーに示す「実社会や法実務において応用することができる高度な専門的知識を習得し、それを実践的な問題解決に生かすことができる」ことを目指すものである。

学部で身につけた租税法の知識を踏まえ、うえて、「法律学の視点から、現行租税制度のより専門的な学習・研

究を行うことを通じ、他の法分野と関連付けながら租税法の体系的な理解を深めつつ個別の論点について考察を行うことにより、租税法分野における高度な専門知識を取得し法的判断力を培うこと」を目的とする。

それと同時に、レジюме作成方法を含めた報告すなわち自分の知識および意見を的確に伝え、質疑応答を相互に適切に行うプレゼンテーション能力およびコミュニケーション能力を培うことも目的とする。

< 到達目標 >

租税法に関する主要な論点を抽出し、それらに関する判例学説の知識を備え、その知識を踏まえ、うえて自説を展開出来るようになる。

< 授業のキーワード >

租税法律主義 租税公平主義 自主財政主義 課税要件
租税法と私法 節税 脱税 租税回避 担税力 応能負担 応益負担 タックスミックス 所得 財産 消費
申告納税制度 賦課課税制度 滞納処分 不服審査

< 授業の進め方 >

授業計画でとりあげる租税法基本原則・租税実体法等の分野ごとに、それぞれの主な論点について判例および学説を踏まえて検討を加えてゆく。

演習形式を予定しているが、履修者の基礎学力のレベルや授業の進捗状況により、講義形式による授業を行うことがある。

毎回報告者を定め、報告者による報告に続き、履修者全員による討論および担当教員による質疑応答を行う方法により授業を進める。従って、報告者は当然報告の準備をする必要があることに加え、それ以外の履修者も資料に目を通す等、毎回必ず事前の準備が必要であることに留意すること。

なお、履修者の基礎学力のレベルや税制改正の状況により、適宜シラバス記載の授業計画を変更することがある。

< 履修するにあたって >

学部において租税法の講義を履修していることが前提となる。事前に学部で学んだ事項を復習すること。

履修していなかった場合は、各自であらかじめ「指定図書」として掲げた文献に目を通しておくこと。

租税法は、社会経済制度全般の上に成り立つ複雑かつ技術的な法である。すなわち、租税法を学ぶうえでは学部で学んだ憲法・行政法・民法・会社法等の関連科目の知識が必要であって、これらの科目の復習を十分に行うことがこの授業において学習研究を行う前提となることから、それが不十分な場合授業内容の理解が困難になると予想される。従って、関連する学部科目の復習を十分に行うことを希望する。学部科目のうち租税法に関連するものが履修済みでない場合には、学部あるいは本大学院での授業などで補うこと。

また、各個別租税法間の関連性を論じるにあたってはマクロ的視点が、各個別租税法上の論点を論じるにあたってはミクロ的視点が求められるうえ、税一般について考

えるにあたっては、場合により財政学や会計学、経済学など他学部科目の知識も必要となる。従って、これらの知識や複合的なものの見方をも得る努力を積極的に行うことを希望する。

そして、消費税の例をあげるまでもなく、日々変化する社会状況・経済状況に対応するために毎年税制改正が行われる。従って、学習には不断の努力が不可欠となるため、授業の報告の準備を含む予習および復習を十分に行うこと、ならびに最新の知識・知見の収集を怠らないことを希望する。

さらに、大学院の授業に限らず、租税法に限らず、何かを学ぶということは単なる受け身一方では不可能なことであり、教員は手助けを行う存在に過ぎない。従って、自ら進んで主体的に学ぶ心構えを持つことを希望する。最後に、自ら得た専門的知識を発展させるには、それを理解したうえで「考える」ことが必要不可欠である。そして、インプットのみでなく自らの考えを付加してアウトプットしてこそ、知識の活用とその蓄積が可能となる。従って、自らの頭脳を用いて考える習慣を持つことを希望する。

以上のようなことは、修士論文を作成する際にはもちろんのこと、将来税務の専門家となった場合にも職務上必要とされる筈である。

< 授業時間外に必要な学修 >

事前に報告および討論、質疑応答の準備が必要である。また、授業で学んだことを踏まえてその回以降の授業を行うため、十分な復習も必要となる。合わせて授業時間の3倍程度が一応の目安である。

< 提出課題など >

履修者の授業の理解度・授業の進捗状況・法改正の動向等により、レポート・小論文を課す場合や小テスト・試験を行う場合がある。

レポート・小論文に対してはコメントをフィードバックする。

小テスト・試験については終了後に模範解答を配布または掲示する。

< 成績評価方法・基準 >

成績評価基準および方法は以下の通りであり、厳格かつ公正に成績を評価する。

(1) 受講態度

授業への出席を成績評価の「前提」とし、報告および討論への「主体的な」参加の程度がどれほどであったか、報告および討論の内容がいかなるものであったか、担当教員による質疑応答にどのように答えたかについて評価を行う。

(2) 課題

レポートや小論文などを課した場合、関係資料を探すことに始まり、それを適切に引用しつついかに論理的に自説を展開できたかについて評価を行う。

(3) 試験

小テストや試験を行った場合、持っている知識を並べるだけにとどまらず、設問に対し論点を抽出し筋の通った解答ができたか、論理的に自説を展開できたかについて評価を行い点数をつける。

レポート・小論文を課し、あるいは小テスト・試験を行った場合には、それらの評価割合は全体の10%と換算し、受講態度の評価割合を90%と換算して成績評価を行う。

< テキスト >

金子宏ほか編著『ケースブック租税法〔第5版〕』（弘文堂・2017年）を予定しているが、履修者の基礎学力のレベルにより変更することがある。

< 参考図書 >

金子宏『租税法〔第24版〕』（弘文堂・2021年）または水野忠恒『大系租税法 第3版』（中央経済社・2021年）

増井良啓『租税法入門 第2版』（有斐閣・2018年）

水野忠恒ほか編『別冊ジュリスト 租税判例百選〔第7版〕』（有斐閣・2021年）

その他の文献は必要に応じ適宜紹介するが、学術論文を含む文献および判例・裁決事例等を自ら検索・収集することも授業の一環である。

< 授業計画 >

第1回 ガイダンス

自己紹介・授業内容および方法の確認・文献紹介など

第2回 租税法基本原則(1)

租税法の基本原則に関する論点の学習研究を行う

第3回 租税法基本原則(2)

租税法の基本原則に関する論点の学習研究を行う

第4回 租税法基本原則(3)

租税法の基本原則に関する論点の学習研究を行う

第5回 租税法基本原則(4)

租税法の基本原則に関する論点の学習研究を行う

第6回 租税法基本原則(5)

租税法の基本原則に関する論点の学習研究を行う

第7回 租税法基本原則(6)

租税法の基本原則に関する論点の学習研究を行う

第8回 租税法基本原則(7)

租税法と私法との関係に関する論点の学習研究を行う

第9回 租税法基本原則(8)

租税法と私法との関係に関する論点の学習研究を行う

第10回 租税法基本原則(9)

租税法と私法との関係に関する論点の学習研究を行う

第11回 租税実体法(1)

所得税・法人税・相続税・消費税その他主要な各税について学習研究を行う

第12回 租税実体法(2)

所得税・法人税・相続税・消費税その他主要な各税について学習研究を行う

第13回 租税実体法(3)

所得税・法人税・相続税・消費税その他主要な各税について学習研究を行う

第14回 租税実体法(4)

所得税・法人税・相続税・消費税その他主要な各税について学習研究を行う

第15回 租税実体法(5)

所得税・法人税・相続税・消費税その他主要な各税について学習研究を行う

2022年度 後期

2単位

租税法特殊講義

濱谷 直子

< 授業の方法 >

この授業は演習形式で行うことを予定しているが、受講者の基礎学力によっては講義形式に変更する場合がある。

< 授業の目的 >

この授業は、法学研究科ディプロマポリシーに示す「実社会や法実務において応用することができる高度な専門的知識を習得し、それを実践的な問題解決に生かすことができる」ことを目指すものである。

学部で身につけた租税法の知識を踏まえたうえで、「法律学の視点から、現行租税制度のより専門的な学習・研究を行うことを通じ、他の法分野と関連付けながら租税法の体系的な理解を深めつつ個別の論点について考察を行うことにより、租税法分野における高度な専門知識を取得し法的判断力を培うこと」を目的とする。

それと同時に、レジュメ作成方法を含めた報告すなわち自分の知識および意見を的確に伝え、質疑応答を相互に適切に行うプレゼンテーション能力およびコミュニケーション能力を培うことも目的とする。

< 到達目標 >

租税法に関する主要な論点を抽出し、それらに関する判例学説の知識を備え、その知識を踏まえたうえで自説を展開出来るようになる。

< 授業のキーワード >

租税法主義 租税公平主義 自主財政主義 課税要件
租税法と私法 節税 脱税 租税回避 担税力 応能負担 応益負担 タックスミックス 所得 財産 消費
申告納税制度 賦課課税制度 滞納処分 不服審査

< 授業の進め方 >

授業計画でとりあげる租税法基本原則・租税実体法等の分野ごとに、それぞれの主な論点について判例および学説を踏まえて検討を加えてゆく。

演習形式を予定しているが、履修者の基礎学力のレベルや授業の進捗状況により、講義形式による授業を行うことがある。

毎回報告者を定め、報告者による報告に続き、履修者全員による討論および担当教員による質疑応答を行う方法

により授業を進める。従って、報告者は当然報告の準備をする必要があることに加え、それ以外の履修者も資料に目を通す等、毎回必ず事前の準備が必要であることに留意すること。

なお、履修者の基礎学力のレベルや税制改正の状況により、適宜シラバス記載の授業計画を変更することがある。
< 履修するにあたって >

学部において租税法の講義を履修していることが前提となる。事前に学部で学んだ事項を復習すること。

履修していなかった場合は、各自であらかじめ「指定図書」として掲げた文献に目を通しておくこと。

租税法は、社会経済制度全般の上に成り立つ複雑かつ技術的な法である。すなわち、租税法を学ぶうえでは学部で学んだ憲法・行政法・民法・会社法等の関連科目の知識が必要であって、これらの科目の復習を十分に行うことがこの授業において学習研究を行う前提となることから、それが不十分な場合授業内容の理解が困難になると予想される。従って、関連する学部科目の復習を十分に行うことを希望する。学部科目のうち租税法に関連するものが履修済みでない場合には、学部あるいは本大学院での授業などで補うこと。

また、各個別租税法間の関連性を論じるにあたってはマクロ的視点が、各個別租税法上の論点を論じるにあたってはミクロ的視点が求められるうえ、税一般について考えるにあたっては、場合により財政学や会計学、経済学など他学部科目の知識も必要となる。従って、これらの知識や複合的なものの見方をも得る努力を積極的に行うことを希望する。

そして、消費税の例をあげるまでもなく、日々変化する社会状況・経済状況に対応するために毎年税制改正が行われる。従って、学習には不断の努力が不可欠となるため、授業の報告の準備を含む予習および復習を十分に行うこと、ならびに最新の知識・知見の収集を怠らないことを希望する。

さらに、大学院の授業に限らず、租税法に限らず、何かを学ぶということは単なる受け身一方では不可能なことであり、教員は手助けを行う存在に過ぎない。従って、自ら進んで主体的に学ぶ心構えを持つことを希望する。最後に、自ら得た専門的知識を発展させるには、それを理解したうえで「考える」ことが必要不可欠である。そして、インプットのみでなく自らの考えを付加してアウトプットしてこそ、知識の活用とその蓄積が可能となる。従って、自らの頭脳を用いて考える習慣を持つことを希望する。

以上のようなことは、修士論文を作成する際にはもちろんのこと、将来税務の専門家となった場合にも職務上必要とされる筈である。

< 授業時間外に必要な学修 >

事前に報告および討論、質疑応答の準備が必要である。また、授業で学んだことを踏まえてその回以降の授業を

行うため、十分な復習も必要となる。合わせて授業時間の3倍程度が一応の目安である。

< 提出課題など >

履修者の授業の理解度・授業の進捗状況・法改正の動向等により、レポート・小論文を課す場合や小テスト・試験を行う場合がある。

レポート・小論文に対してはコメントをフィードバックする。

小テスト・試験については終了後に模範解答を配布または掲示する。

< 成績評価方法・基準 >

成績評価基準および方法は以下の通りであり、厳格かつ公正に成績を評価する。

(1) 受講態度

授業への出席を成績評価の「前提」とし、報告および討論への「主体的な」参加の程度がどれほどであったか、報告および討論の内容がいかなるものであったか、担当教員による質疑応答にどのように答えたかについて評価を行う。

(2) 課題

レポートや小論文などを課した場合、関係資料を探すことに始まり、それを適切に引用しつついかに論理的に自説を展開できたかについて評価を行う。

(3) 試験

小テストや試験を行った場合、持っている知識を並べるだけにとどまらず、設問に対し論点を抽出し筋の通った解答ができたか、論理的に自説を展開できたかについて評価を行い点数をつける。

レポート・小論文を課し、あるいは小テスト・試験を行った場合には、それらの評価割合は全体の10%と換算し、受講態度の評価割合を90%と換算して成績評価を行う。

< テキスト >

金子宏ほか編著『ケースブック租税法〔第5版〕』（弘文堂・2017年）を予定しているが、履修者の基礎学力のレベルにより変更することがある。

< 参考図書 >

金子宏『租税法〔第24版〕』（弘文堂・2021年）または水野忠恒『大系租税法 第3版』（中央経済社・2021年）

増井良啓『租税法入門 第2版』（有斐閣・2018年）

水野忠恒ほか編『別冊ジュリスト 租税判例百選〔第7版〕』（有斐閣・2021年）

その他の文献は必要に応じ適宜紹介するが、学術論文を含む文献および判例・裁決事例等を自ら検索・収集することも授業の一環である。

< 授業計画 >

第1回 ガイダンス

自己紹介・授業内容および方法の確認・文献紹介など

第2回 租税法基本原則(1)

租税法の基本原則に関する論点の学習研究を行う
第3回 租税法基本原則(2)

租税法の基本原則に関する論点の学習研究を行う
第4回 租税法基本原則(3)

租税法の基本原則に関する論点の学習研究を行う
第5回 租税法基本原則(4)

租税法の基本原則に関する論点の学習研究を行う
第6回 租税法基本原則(5)

租税法の基本原則に関する論点の学習研究を行う
第7回 租税法基本原則(6)

租税法の基本原則に関する論点の学習研究を行う
第8回 租税法基本原則(7)

租税法と私法との関係に関する論点の学習研究を行う
第9回 租税法基本原則(8)

租税法と私法との関係に関する論点の学習研究を行う
第10回 租税法基本原則(9)

租税法と私法との関係に関する論点の学習研究を行う
第11回 租税実体法(1)

所得税・法人税・相続税・消費税その他主要な各税について学習研究を行う

第12回 租税実体法(2)

所得税・法人税・相続税・消費税その他主要な各税について学習研究を行う

第13回 租税実体法(3)

所得税・法人税・相続税・消費税その他主要な各税について学習研究を行う

第14回 租税実体法(4)

所得税・法人税・相続税・消費税その他主要な各税について学習研究を行う

第15回 租税実体法(5)

所得税・法人税・相続税・消費税その他主要な各税について学習研究を行う

2022年度 前期～後期

4単位

租税法特殊研究 B

濱谷 直子

< 授業の方法 >

演習形式で行う授業である。報告者を毎回定め、報告のあと全員で質疑応答を行う。

前期はオンラインによる遠隔授業（リアルタイム配信）とする。

< 授業の目的 >

この授業は、本研究科ディプロマポリシーに示す「専攻分野における理論的・実践的論点を抽出してそれを追求し、研究成果としての修士論文において一定の解決や方向性を示すことができる」ことを目的とする。

すなわち、租税法の研究を行いつつ「租税法に関する専門的・体系的な知識を身に付け、資料を作成し発表した

り討論を行ったりする能力及びその過程を文章化する能力を培うこと」を目的とする。

具体的には、判例・文献の検索収集・論点ピックアップ・論点整理および検討考察・自説の展開等を実践することを授業の主題とし、租税法専攻の修士（法学）の学位に相応しいレベルの研究の実践を目標とする。

<到達目標>

租税法に関する専門知識を身に付け、資料を収集・作成し発表や討論を行う能力等を培うことを通じ、問題解決能力を自分のものとするとともに、その過程を文章化することを通じて読者に的確に伝えることが出来るようになる。

具体的には、前期末には論文の導入部分および結末部分が作成出来ている状態、年末には全体が作成出来ている状態を目指す。

<授業のキーワード>

租税法律主義 租税公平主義 自主財政主義 課税要件
租税法と私法 節税 脱税 租税回避 担税力 タックスミックス 所得 財産 消費 申告納税制度 賦課課税制度 滞納処分 不服審査

<授業の進め方>

この授業の進め方は、履修者による報告および討論（質疑応答）による。

テーマは、基本的な判例を用いての報告・討論、各自の関心の高いテーマを選択しての報告・討論等の中から、話し合いのうえ選択する。

授業の進め方は具体的に、履修者各自がテーマから論点をレジュメにまとめて報告を行い、履修者と担当教員との間、履修者相互間で について質疑応答を行い、履修者は を文章にまとめ、履修者と担当教員との間、履修者相互間で について質疑応答を行い、履修者はさらにそれに関連する論点を取り上げ、それをレジュメにまとめて報告を行い、履修者と担当教員の間、履修者相互間で について質疑応答を行い、履修者は を文章にまとめ...という螺旋状のプロセスを繰り返す形式で進める。

これにより、論文のテーマを探りながら比較的浅く小さな論点からそれに関連する深く大きなものへと次第に掘り下げてゆき、租税法に関する高度に専門的かつ体系的知識を取得しつつ、履修者独自の見解を深めてそれを文章化してゆく。

報告者は事前にレジュメ作成や文章作成等の報告の準備を行う必要があるほか、報告者以外の者も討論に備えて資料に目を通し疑問点を明らかにする等の準備を行う必要があることに注意すること。

なお、履修者の知識のレベル、作業の進捗状況および税制改正の状況等により、シラバス記載の授業計画を適宜変更することがある。

<履修するにあたって>

一般的に法律に関する研究は、自らの持つ問題意識を的

確に言語化し、前例である判例（裁決事例）の流れや関連する先行研究を踏まえたうえで、様々な方向から検討考察を加えることによりアプローチしてゆく過程を文章化するというものである。従って、まず常日頃問題意識を持って主体的に租税法を学んでいることが授業の前提となる。問題意識がなければ論文のテーマを決定することは困難であり、また、問題意識がないまま研究をまとめると結果として単なる判例学説のまとめとなるに過ぎず、その価値を評価されることが難しいであろうことを常に念頭に置くことを履修者に希望する。

研究にあたっては、自らの手で文献を収集しそれらを読みこなし、それを踏まえて自ら検討考察を加える作業が欠かせず、教員の役割は足りない部分を補うことに過ぎない。従って、当事者意識を持って主体的に取り組むことが求められるのはもちろんのこと、授業時間外での準備作業に万全を期すことを履修者に希望するが、それには相応の労力と時間を要することが予測されるのであらかじめ注意されたい。

また、いかに大きな問題意識があろうと、独りよがり陥らない論旨展開を行わなければ説得力ある研究とはいえず、第三者に意図が伝わりにくければ価値が減少する。従って、常に論理的に思考し、その過程を適切な文章にするよう努めることを履修者に希望する。それには、正確かつ精密・論理的な日本語作文能力が前提となる。最後に、租税法に限らず、法律一般に関する先行研究現在までに既に膨大な量に達していることは言うまでもない。これらの山にさらに研究成果を追加するということは、すなわちオリジナリティが求められるということの意味する。自ら考察することをせず、担当教員の指示にただ従ってテーマを決定して研究を行うのでは独自性があるとはいえず、単に担当教員の意見のミニチュアコピーの作成に過ぎない。また、独自の見解であってもそれが独りよがり陥らないためには、既になされた先行研究の中でのその位置付けを確かなものにするために可能な限り多方面からの客観的な目による精査が必要となる。従って、自らの頭で考察することを履修者に希望すると同時に、自らの見解と先行研究との関連性を明確にすることを希望する。

これらの作業は、大学院で租税法を専攻した者として社会から求められる資質を培うものである。

<授業時間外に必要な学修>

さしあたっては授業時間の3倍程度を目安とするが、取り組む課題によってはそれ以上の時間が必要となることもある。

<提出課題など>

レジュメやまとめた文章のほか、授業の進捗状況によってはレポートや小論文を課すことがある。

それらを課した場合、コメントをフィードバックする。

<成績評価方法・基準>

受講態度

授業への出席を前提とし、授業における「報告および質疑応答への主体的な参加の程度」について評価を行う。

授業の準備

論点のピックアップ・資料収集・報告レジュメ・まとめ文章等の作成方法が適切であったかについて評価を行う。

課題

レポートや小論文を課した場合、資料収集を始め、それを適切に引用しつついかに論理的に自説を展開出来たかについて評価を行う。

最終的作成物

授業の最終的な作成対象である論文の骨子となる部分の文章の内容が論理的かつ客観的であり、自説の展開および結論がいかに妥当なものであったかについて評価を行う。

以上の4点について総合的に判断し、厳格かつ公正に成績評価を行う。

<テキスト>

テキストは指定しないが、依拠する基本書として金子宏『租税法（第24版）』（弘文堂・2021年）を用いる（必要に応じて変更することがある）。

<参考図書>

必要に応じ適宜紹介するが、自ら文献を収集することも学位論文執筆の一環である。

<授業計画>

第1回 ガイダンス他

自己紹介・授業内容および方法の確認・論文執筆にあたっての注意事項の再確認等

第2回 テーマの選択

研究テーマの再確認を行う

第3回 章立て

章立ての再確認を行う

第4回 章立て

章立ての再確認を行う

第5回 論点再確認

論点を改めて確認する作業や判例・文献の読み込み、短い文章作成等を行う

第6回 論点再確認

論点を改めて確認する作業や判例・文献の読み込み、短い文章作成等を行う

第7回 論点掘り下げ

論点を掘り下げる作業や判例・文献の読み込み、短い文章作成等を行う

第8回 論点掘り下げ

論点を掘り下げる作業や判例・文献の読み込み、短い文章作成等を行う

第9回 論点掘り下げ

論点を掘り下げる作業や判例・文献の読み込み、短い文章作成等を行う

第10回 論点掘り下げ

論点を掘り下げる作業や判例・文献の読み込み、短い文

章作成等を行う

第11回 論点掘り下げ

論点を掘り下げる作業や判例・文献の読み込み、短い文章作成等を行う

第12回 論点掘り下げ

論点を掘り下げる作業や判例・文献の読み込み、短い文章作成等を行う

第13回 論点掘り下げ

論点を掘り下げる作業や判例・文献の読み込み、短い文章作成等を行う

第14回 自説の展開

自説部分の作成を目指し、判例・文献の読み込みおよび文章作成等を行う

第15回 自説の展開

自説部分の作成を目指し、判例・文献の読み込みおよび文章作成等を行う

第16回 全体の流れの再確認

これまで作成した文章を一本化し、全体の流れを確認する

第17回 全体の流れの再確認

これまで作成した文章を一本化し、全体の流れを確認する

第18回 論点掘り下げ

論点を掘り下げる作業や判例・文献の読み込み、文章作成等を行う

第19回 論点掘り下げ

論点を掘り下げる作業や判例・文献の読み込み、文章作成等を行う

第20回 論点掘り下げ

論点を掘り下げる作業や判例・文献の読み込み、文章作成等を行う

第21回 論点掘り下げ

論点を掘り下げる作業や判例・文献の読み込み、文章作成等を行う

第22回 論点掘り下げ

論点を掘り下げる作業や判例・文献の読み込み、文章作成等を行う

第23回 論点掘り下げ

論点を掘り下げる作業や判例・文献の読み込み、文章作成等を行う

第24回 自説の再展開

最終的な自説の展開および確認を行う

第25回 自説の再展開

最終的な自説の展開および確認を行う

第26回 推敲作業

文章の間違いを訂正し、読み易くする作業を行う

第27回 推敲作業

文章の誤りを訂正し、読み易くする作業を行う

第28回 校正作業

文章の形式をチェックする

第29回 校正作業

文章の形式をチェックする

第30回 振り返り・今後の課題

全体の最終的な確認および口頭試問の準備を行うとともに今後の課題を探る

2022年度 前期

2単位

租税法務特殊講義

武智 寛幸

< 授業の方法 >

講義と演習

< 授業の目的 >

この授業は法学研究科DPIに照らし「実社会や法実務において応用することができる高度な専門的知識を習得し、それを実践的な問題解決に生かすことができる」ようになることを目的とする。

なお、この講義の担当者は2006年から税理士として申告業務や税務コンサルティングの実務経験のある教員であり、また、税理士試験受験専門学校において6年間講師経験がある。このようなことから、実践的な観点から税法を解説し、履修生の知識定着にも工夫を凝らす。

< 到達目標 >

個人に対する税体系の在り方について、自分の意見を持つことができる。

< 授業のキーワード >

課税の公平、所得税、相続税、贈与税

< 授業の進め方 >

- ・テキストを使用した講義を中心に進める。
- ・授業の進み具合、その他の状況により、取り扱う内容
- ・順序を変更することがある。

テキストとして「基礎から学べる租税法（第2版）」（弘文堂）を使用します。

また、電卓を使用します。

< 履修するにあたって >

・原則として、税法に関する基礎的学習が修了済みであることを前提とするが、授業内容については履修生の状況に応じて適宜調整することもある。

- ・意見に関するレポートの提出を求める場合もある。
- ・正当な理由なく（かつ連絡なく）20分以上遅刻した者は入室を認めない。
- ・合理的な理由なく遅刻・欠席を繰り返す者には単位を認定しない。

< 授業時間外に必要な学修 >

・一回の講義に対して120～180分程度の自習、準備等の時間が必要である。

・基本的には毎回授業の冒頭に前回の復習を兼ねた質問を行う。

< 提出課題など >

適時にレポート提出を求める。

< 成績評価方法・基準 >

100%レポート提出及び報告による。

< テキスト >

弘文堂「基礎から学べる租税法（第2版）」（谷口勢津夫、一高龍司、野一色直人、木山泰嗣 著）2019年3月30日 2,600円＋税

< 参考図書 >

なし

< 授業計画 >

第1回 所得税の概要

所得税の納税義務者、所得税の仕組み

第2回 所得税の計算構造

給与所得、退職所得、源泉所得税

第3回 所得税の計算構造

事業所得

第4回 所得税の計算構造

利子所得、配当所得、不動産所得

第5回 所得税の計算構造

山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得

第6回 所得税の計算構造

所得控除、税額控除

第7回 相続税の概要と相続人の範囲

納税義務者、計算構造、法定相続人、法定相続分、代襲相続、遺留分

第8回 贈与税の概要

納税義務者、相続税との関係

第9回 相続時精算課税制度

計算構造

第10回 財産評価

不動産

第11回 財産評価

不動産、配偶者居住権

第12回 財産評価

株式

第13回 事業承継税制

農業承継

第14回 事業承継税制

中小企業承継

第15回 まとめ

所得税と相続税、贈与税の関係

2022年度 後期

2単位

租税法務特殊講義

外村 弘樹

< 授業の方法 >

この授業では演習及び講義を行う。

< 授業の目的 >

この授業は、法学研究科ディプロマポリシーに示す「実社会や法実務において応用することができる高度な専門的知識を修得し、それを実践的な問題解決に生かすことができる」ことを目指すものである。

授業の目的は、法人税法の法的根拠や法的考え方について高度な専門的知識を修得し、企業会計における会計処理と課税所得計算の関係を論理的に思考できるようにすることにある。単に税務上の処理を解説するに留まらず、判例や実務事例を取り上げ、会計処理と課税所得計算上の個別論点を抽出して考察を行う。また、課税庁における税務調査手続やその実態についても取り上げ、国税通則法や税理士法の解説も行う。

この授業の担当者は、監査法人や税理士事務所で会計監査・税務申告等に25年の実務経験を有する教員である。このため、事例等を用いたより実践的な観点から論点を解説し、履修生の知識定着を図れるように授業を行う。

< 到達目標 >

税務実務上の慣習・慣行に頼るのではなく、法人税の課税所得計算構造を法人税法の法的根拠や法的考え方に基づいて論理展開できるようになる。

< 授業のキーワード >

企業会計、会計基準、別表調整、課税所得、課税根拠、課税庁、税務調査

< 授業の進め方 >

- ・テキストを使用した演習及び講義を行う。
- ・演習形式を予定しているが、履修者の基礎学力のレベルや授業の進捗状況により、講義形式による授業も行う。
- ・毎回報告者を定め、報告者による報告に続き、履修者による討論及び担当教員による質疑応答を行う方法により授業を進める。このため、報告者は授業での報告準備をする必要があり、報告者以外の履修者もテキストや参考書、その他資料に目を通す等、授業を受ける前には準備が必要であることに留意する。

< 履修するにあたって >

- ・実務専門家になる上で非常に重要となる「聞いて理解する」、「話して理解してもらおう」という力を身に付ける。
- ・意見に対するレポートの提出を求める場合もある。
- ・授業中に具体的仕訳を問うことがあるため、簿記会計の理解があることが望ましい。

< 授業時間外に必要な学修 >

- ・一回の授業に対して事前に90分程度の自習、準備等の時間が必要である。
- ・授業で学んだことを踏まえてその回以降の授業を進めるため、60分程度の復習時間も必要となる。

< 提出課題など >

適時にレポートの提出を求める。レポートについてはコメントをフィードバックする。

< 成績評価方法・基準 >

授業中の質疑・応答70%、レポート30%

< テキスト >

有斐閣 「よくわかる法人税法入門(第2版)」(三木義一編著、藤本純也・安井栄二著)

< 参考図書 >

弘文堂 「ケースブック租税法(第5版)」(金子宏・佐藤英明・増井良啓・渋谷雅弘編著)

< 授業計画 >

第1回 法人税の課税根拠

自己紹介・授業内容および方法の確認

法人税の課税根拠、資本等取引

第2回 法人税の納税義務者

法人税法上の法人の種類、収益事業の範囲

第3回 法人の所得と個人の所得

益金と収入、損金と必要経費、低額譲渡

第4回 法人税の計算構造、益金・損金の計上時期(1)

課税所得の計算、益金・損金の額、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準、事業年度

第5回 法人税の計算構造、益金・損金の計上時期(2)

確定決算主義、権利確定主義、債務確定主義、税務調整項目、未払法人税の計上額

第6回 益金算入・不算入、同族会社の行為計算の否認

受取配当金、資産の評価益、無償取引、低額譲渡、高額譲受

第7回 引当金、棚卸資産

引当金の性質と会計処理、法人税法上の取扱いの変貌、棚卸資産の評価基準・評価方法とその変貌、会計上の見積り

第8回 減価償却、圧縮記帳

任意償却の危険性、直接減額方式、積立金方式、利益処分方式、繰延収益説、課税の繰り延べ、補助金等の益金計上時期、コロナ禍と補助金等

第9回 交際費、使途不明金・使途秘匿金

交際費と類似支出、近年の事件と税務調査

第10回 貸倒、横領

コロナ禍と貸倒処理、役員の横領と従業員の横領、内部統制

第11回 役員給与、役員退職金

利益調整、役員賞与、定期同額給与等、高額な役員報酬と役員退職金、功績倍率

第12回 寄附金

寄付金の種類と損金算入限度額、公益法人の特殊性、認定給与、寄附金と受贈益、値引きと寄附

第13回 欠損金、法人税率、税額控除

欠損金の繰越と繰戻、各国の法人税率比較、法人種別による税率の違い、各種の税額控除、損害賠償責任

第14回 確定申告、修正申告、更正の請求、税務調査

申告期限、税務調査と修正申告、更正の請求、国税通則法、税理士法、課税庁の組織体系と税務調査の種

第15回 組織再編税制、連結納税、グループ法人税制

2022年度 後期

2単位

知的財産法特殊講義

後藤 多栄子

< 授業の方法 >

講義と演習

* 警報発令時等の授業取扱い*

特別警報または暴風警報発令および公共交通機関運休の場合の授業の取扱いに関する文書を添付してお送りします。また、資料はOneDriveにも格納しております。

< 授業の目的 >

法学研究科は「真理愛好、個性尊重」という本学の建学の精神に則り、法学・政治学・国際関係の分野における多様な基礎的・先進的研究を推進し、真理探究に努めるとともに、学生の個性を尊重しつつ、社会のニーズに応える高度な専門教育を展開する。

法学研究科の目的は、法律事務や行政において活躍しうる専門的職業人、企業・地域社会・国際社会において高度な法的（専門）能力を備えた担い手として活躍しうる人材及び公的な事柄に強い関心を持ちうる人材を育成することとする。

修士課程のアドミッション・ポリシーは、学部レベルにおける法学・政治学の専門的能力を堅実に修得しており、それをさらに向上させるにふさわしい能力と意欲を持つ学生たちである。

修士課程のカリキュラム・ポリシーは、「特殊講義」を通じて、学部段階よりも高度な法学・政治学・国際関係の専門的知識および豊かで柔軟性のある専門的実践能力を修得する。「特殊研究」を通じて、専攻分野における特定テーマを深く追求し、修士論文を作成するための研究指導をする。

学部で学んだ専門的な法学知識やスキルをもとに、知的財産権法の体系的な知識や特許などの各知的財産の高度な法律や制度を学修する。常に知的財産についての興味をもち、最新の事案に注目する。このようにして、実社会や実務における高度な専門知識を活用し、実践的問題解決能力を修得する。

知的財産に関する事例を少なくとも10例は説明できるように、論点を整理・分析するスキルを身につける。学生たちは事例研究報告を各知的財産法毎に行い、法的質疑応答能力を高める。より高度で専門的な法的分析力や法的論理を活用し、実践的な問題解決能力を身につける。こうして得た知識や能力は修士論文での研究成果に活かすことになる。また、国際特許や意匠や商標の登録方法も実践できるようになる。

< 到達目標 >

法学研究科は「真理愛好、個性尊重」という本学の建学の精神に則り、法学・政治学・国際関係の分野における多様な基礎的・先進的研究を推進し、真理探究に努めるとともに、学生の個性を尊重しつつ、社会のニーズに応える高度な専門教育を展開する。

法学研究科の目的は、法律事務や行政において活躍しうる専門的職業人、企業・地域社会・国際社会において高度な法的（専門）能力を備えた担い手として活躍しうる人材及び公的な事柄に強い関心を持ちうる人材を育成することとする。

上記カリキュラム・ポリシーにもとづく授業を実施しつつ、修士課程におけるディプロマ・ポリシーは、学部段階において修得した法学や政治学に関する専門的知識や能力を基礎として、各分野の専門的知見を修得することを目的とする。そして、実社会や法実務において応用することができる高度な専門的知識を修得し、それを実践的な問題解決に生かすことができるようになる。専攻分野における理論的・実践的論点を抽出してそれを追求し、研究成果としての修士論文において一定の解決や方向性を示すことができる。

学部で学んだ基本的な法学知識やスキルをもとに、知的財産権法の体系的な知識や特許などの各知的財産の法律の仕組みや制度を学修する。各法律ごとに目的・定義などの項目などを参照し比較対照できるようになる。常に知的財産についての興味をもち、ニュースなどに注意をはらうように習慣づけ、実社会における知財の事例を身近に感じる態度を身につけるようになる。事例研究を通して論点の議論ができるようになる。知的財産に関する事例を少なくとも10例は説明できるように、論点などを整理・分析するスキルを身につける。

学生たちは事例研究報告を各知的財産法毎に行い、他の学生の報告内容について、法的質疑応答能力を高める。事例研究において、争点・論点分析能力をさらに高度なものにし、他の事例との比較分析ができる法的技術を学修する。このように、知的財産に関する専門分野における理論的・実践的論点を抽出して追求することで、修士論文作成への一つの方向付けとしてその成果をつなげることができるようになる。

< 授業のキーワード >

発明・特許・意匠・商標・著作権・独占禁止法・不正競争防止法

< 授業の進め方 >

知的財産権法（特許法・商標法・意匠法・不正競争防止法・著作権法）のそれぞれの制度や法の仕組みについて教授する。独占禁止法、特に知財に関する適用除外規定との関連について教授する。代表的な知財事例を取り上げ、背景知識を深め、分析方法を指導し、論点を整理する能力を高める。裁判所、公正取引委員会、特許庁のデータベース、J-plat-patを使用して、実習を行い、上記、

論点分析力を活用して事例研究をおこなえる能力を習得できるようにする。

自宅学習時間を利用して、常に、授業や実習で学んだ知識を各自確認し定着させるように予習・復習をしてくれるように指導する。

普段から知財に関する身近な例に関心をもって、どのように活用されているかを各自リサーチするように心がける。各知的財産法毎にまとめとして小テストを行い、基礎知識の定着と応用知識への適用ができる能力をつける。

国際機関（アメリカ商務省・日本JICA）での実務経験を生かして、知的財産に関する条約や国際的協定などを教授する。

<履修するにあたって>

身の回りにある知的財産について興味をもって観察してください。どのように知的財産権が社会で利用され活用されているかを調査し分析してみてください。

<授業時間外に必要な学修>

予習として、各知的財産法毎に身近例を各自用意（1～2時間）して授業に臨むこと。復習として、「ヒット商品はこうして生まれた」日本弁理士会などを参照し、実例とのつながりを学習する（各授業2時間程度）また、知的財産権法（特許法・商標法・意匠法・不正競争防止法・著作権法）や独占禁止法（特に知財に関する適用除外規定との関連）の事例研究報告のための準備をおこなう。（各4時間程度）

実例研究のための実習として、特許庁のデータベース、J-plat-pat「特許情報プラットフォーム」の使用方法を学修して活用できるようになる。（4時間程度） 検索調査を行うことで、実際に知的財産（特許・商標・意匠など）の登録にどのような実例があるかを学ぶことができ、研究報告の事例を行う際の理解を深めることができるようになる。

<提出課題など>

知的財産権法（特許法・商標法・意匠法・不正競争防止法・著作権法）に関する事例研究

<成績評価方法・基準>

成績評価は、以下の各評価要素を括弧内に記載した割合で評価する。

（1）授業中の質疑応答（50%）（2）事例調査・報告（50%）

<テキスト>

必要に応じて資料を配布する。

<参考図書>

特になし

<授業計画>

第1回 知的財産法総論

知的財産法とは知的財産の権利保護と利用促進により産業の発達もしくは文化の発展に寄与することを目的とし

た法規の総称である。知的財産の種類、保護体系および知的財産法に含まれる各法とその概要について講義する。

第2回 ヒット商品

ヒット商品とヒットしない商品の違いについて考察する。ヒット商品とその理由、ヒットする期間、ヒットする価格層などについて、ヒット商品のアイデア創出方法や具現化する過程などを調査し考察する。

第3回 どのように守るのか

企業秘密やノウハウを企業はどうやって守っているのか考察する。知財法で保護する場合やコカ・コーラの製法のように企業秘密として守ることもできる。特許権を盾に守るか、不正競争防止法で不正な偽物を阻止するか、議論を深める。

第4回 知的財産管理技能検定試験

知的財産管理技能検定試験について講義する。就職準備や就職してからの付加価値として資格はとても重要である。知財関連で、技能士という国家資格が取れる制度がある。

<http://www.kentei-info-ip-edu.org/> を参照する。

第5回 パテントローヤー

パテントローヤー、つまりpatent lawyerとは弁理士のことである。英語で表記すると弁護士という単語のlawyerが含まれている。知財と深いつながりがある職業の弁理士について、どうやって資格をとるのか、どんな仕事をするのかを講義する。

第6回 アイデアと権利化

よいアイデアが浮かんできた時にどうしますか。人に話してしまうと、そのアイデアを人が勝手に使って商品化してしまいますこともあります。アイデアが浮かんで来たらまず書き留めることが肝要です。不完全な状態で構わないので、アイデアを書き留め、改良していく。アイデア創出から試作品作成、そして商品化のプロセスを講義します。

第7回 J-plat-pat「特許情報プラットフォーム」

実例研究のための実習として、特許庁のデータベース、J-plat-pat「特許情報プラットフォーム」の使用方法を学修して活用できるようになる。検索調査を行うことで、実際に知的財産（特許・商標・意匠など）の登録にどのような実例があるかを学ぶことができ、研究報告の事例を行う際の理解を深めることができるようになる。

第8回 特許法

特許法は産業財産権の中核をなす法律である。特許法は

発明を保護することにより産業の発達に寄与することを目的としている。日本の特許制度の沿革の説明をとおして、特許制度の基礎を理解し、保護対象についてさらに理解を深める。

特許に関する手続きについて概説する。特許出願の意義や効果、また、先願主義と先発明主義の違いや審査手続き、そして、特許の登録要件や査定について講義する。

また、特許権侵害と救済についても議論する。実用新案法の概要を説明する。保護対象や登録要件や出願手続きそして実用新案権の効力について講義する。

第9回 商標法

商標法は、商標を使用するものの信用を維持して産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的としている。企業にとって商標の役割や、商標法の保護対象について事例をあげて講義をおこなう。

商標の役割や商標法の目的や保護対象の理解を踏まえ、商標登録を受けるための要件、商標登録の手続について具体例をあげて講義をおこなう。商標の役割や商標法の目的や保護対象、商標登録を受けるための要件そして商標登録の手続についての理解を踏まえて、商標権の効力と権利侵害と救済について講義をおこなう。

第10回 意匠法

意匠法は、デザインという創作を保護する法で、権利の保護と利用を図ることによって産業の発達に寄与することを目的としている。意匠法の目的と保護対象や意匠登録を受けるための要件について講義をおこなう。

意匠法の目的や保護対象、そして意匠登録を受けるための要件の理解をふまえて、意匠権付与の手続や意匠権の効力、権利侵害と救済について講義する。

デザインといっても多種多様な分野で使用されています。デザインの活用されている分野を調査研究し、どのように保護されているのかを理解します。不動産がデザイン（意匠権）で権利がとれるようになりました。実例を使用して講義します。

第11回 経済憲法

同じ市場で競争している事業者同士で話し合いをすることは違法でしょうか。話をする内容によります。カルテル行為とはどのような行為かを講義し、実例を使用して違法であるカルテル行為について分析することができるようになる。

公正取引委員会の役割を講義します。特許や実用新案、そして意匠や商標といえば、特許庁です。著作権は文化庁の管轄です。同じく行政機関として公正取引委員会は独占禁止法の運用を行っています。公取の役割を講義することにより、知財と独禁法の関連性を学びます。

第12回 独占禁止法

経済法総論として、独禁法の歴史上の位置づけの推移、そして目的と体系について概説するとともに、事業者や

取引分野や競争制限について講義する。

私的独占、不当な取引制限（カルテル）そして不公正な取引方法についてのそれぞれの禁止行為類型について、判例や審判などの関連事例を使用しつつ講義する。

第13回 知財権と独禁法の関係

知的財産法による権利行使の適用除外規定（独禁法21条）を説明し、競争政策と知的財産制度との関連を議論する。

ぱちんこメーカーがそれぞれ取得している特許や実用新案を貸し借りすると煩雑な時間と手間がかかります。そこで管理する会社を作って管理運営をしました。これらの行為は合法的な事業活動です。しかし独占禁止法違反となった事件の論点を議論して、知財権が含まれる事案であるが、独禁法違反となった理由を考察する。

第14回 著作権法

著作権法は文化的所産の公正な利用に留意しつつ権利の保護を図ることによって文化の発展に寄与するための法律である。著作権は、創作された時点で発生する権利で、特許権などの産業財産権とは異なっている。著作権法の沿革や目的について講義する。著作権法の保護対象である著作物、そして、権利者である著作者について講義する。著作権の保護期間や消滅理由、著作権の制限と著作隣接権について説明する。権利侵害について、実例を通して民事上の救済について議論する。

SNSは広く多くの人たちが世界中で利用しています。SNSの抱える問題を考察する。ツイッターで写真をシェアしたところ、同一性保持権である氏名表示がされなかった。事件の概要を調査し、論点整理し、問題点を考察する。

第15回 海外で知財権を取得するには

知的財産法は各国ごとに制定されており、その内容も各国で同一でないため、知的財産の国際的な保護の面で多くの課題がある。そこで知的財産法の国際的調和および条約について講義する。

海外で知的財産権を取得するには、取りたい国へ個別に申請する方法と条約を利用する方法がある。条約などを利用する場合、WIPO・パリ条約・PCT・マドプロ・商標法条約などの理解が不可欠である。権利獲得方法を教授し、利点等を議論する。

2022年度 前期

1単位

データサイエンス特殊講義

齋藤 政彦

< 授業の方法 >

遠隔授業

< 授業の目的 >

インターネットやコンピュータサイエンスの発達において、様々な分野において計算機科学、統計学などをベ-

スとしてデータから有意義な情報を引き出すことができるようになった。各専攻で学ぶ大学院生にとって、データサイエンスを学ぶと、各自の研究範囲を拡げ、社会の課題を解決することのできる可能性を引き出すものである。

<到達目標>

社会におけるデータ・AI利活用を理解し、データを扱う上での基礎を身につけ、データに関する留意点・情報セキュリティに関して必要な知識・考え方を身につける。

<授業のキーワード>

インターネット、ビッグデータ、データサイエンス、AI、統計学、データ利活用

<授業の進め方>

遠隔授業

<履修するにあたって>

社会におけるデータ・AI利活用を理解し、データを扱う上での基礎を身につけ、データに関する留意点・情報セキュリティに関して必要な知識・考え方を身につけるとともに、パソコンを使って実際のデータ解析についても解説するので、パソコンを使って復習できる事が望ましい。

<授業時間外に必要な学修>

各回の講義の復習としてエクセル等を使った実際のデータ解析を行ってもらおう。また、データの取得方法等について各自学んでもらう。

<提出課題など>

毎回の授業後にコミュニケーションシートを提出する。最終課題に関するレポートを提出する。

<成績評価方法・基準>

毎回のコミュニケーションシートによる評価50%、最終レポートが50%で評価する。

<テキスト>

『データサイエンス講座1 データサイエンス基礎』

齋藤政彦・小澤誠一・羽森茂之・南知恵子 編

培風館

ISBN:978-4-563-01610-4

<参考図書>

特に指定なし

<授業計画>

第1回(6/9) 社会におけるデータ・AI活用1

データサイエンスの必要性、ビッグデータ、IoT、AI活用について学ぶ

第2回(6/16) 社会におけるデータ・AI活用2

社会で活用されているデータ、データ・AIの活用領域、データの可視化について学ぶ

第3回(6/23) データを読む

データの種類、データの分布、データのばらつき、相関関係について学ぶ

第4回(6/30) データを説明する

データの表現、グラフによる可視化、データの比較について学ぶ

第5回(7/7) データを扱う

データ解析ツールによるデータ解析を学ぶ

第6回(7/14) データを扱う上での留意事項

データやAIを扱う上で、法規、倫理的側面、個人の権利保護について学ぶ

第7回(7/21) 統計的データ解析

ビジネスやアンケート調査における統計的推定、仮説検定について学ぶ

第8回(7/25) 最終課題

与えられたデータセットに対して課題を設定し、その課題の解決を提案する。

2022年度 後期

2単位

民事訴訟法特殊講義

堤 龍弥

<授業の方法>

毎回、教員の方から各回のテーマ(民事裁判手続とIT化の重要論点)について簡単に講義を行った後、当該テーマについて受講者に演習形式で報告をしていただき、それについて教員と受講者間で議論する。なお、第1回(9月20日)は授業ガイダンス、および第15回(2023年1月17日)はまとめの授業に当てることとする。授業は、ポートアイランドキャンパスの教室での対面で開催する予定である。

<授業の目的>

この科目は、法学研究科修士課程のDPに掲げる、学部段階において修得した民事訴訟法に関する専門的知識や能力を基礎として、民事裁判手続とIT化の重要論点を検討することを通して、以下の到達目標に掲げる知識や能力を修得することを目的とする。

<到達目標>

1. 修得した専門的知識を活用して、民事訴訟法学における理論的・実務的論点を抽出してそれを追求し、一定の解決や方向性を示すことができる。

2. 物事を他のもの(人や文献等)に頼ることなく、修得した専門的知識を元にして、常に自分の頭で考える習慣を身につける。

<授業のキーワード>

適正 公平 迅速 経済

<授業の進め方>

講義と演習を組み合わせる形で、適宜、発問に答えてもらったり、教員および受講者同士で議論のうえ、最終的には報告をした内容または興味を持ったテーマについてレポートにまとめてもらうなどの方法で授業を進める。

<履修するにあたって>

民事訴訟法に関する基礎的知識を有することを前提とする。

<授業時間外に必要な学修>

授業計画の各回で指示されたテキストの箇所を、丹念に繰り返し読むこと。事前学習として、講義の対象となるテキストの箇所を読み込んでおくこと。(目安として2時間) 事後学修として、講義の対象であったテキストの内容を当日の議論等を含め再確認すること。(目安として2時間)

< 提出課題など >

各回については、とくに予定していないが、すべての授業が終わった後に、報告をした内容または興味を持ったテーマについてレポートの提出を課す予定である。

< 成績評価方法・基準 >

授業中に行った報告および議論(質疑応答や自発的な発言): 50%、最終レポート: 50%で、総合的に評価します。

< テキスト >

山本和彦編『民事裁判手続とIT化の重要論点』ジュリストBOOKS(有斐閣, 2021年) ISBN 978-4-641-13868-1(2,700円+税)

< 授業計画 >

第1回 授業ガイダンス

テキスト(民事裁判手続とIT化の重要論点)について説明する。事前学修: テキスト(はしがき、目次、細目次等)を読む(2時間)、事後学修: 授業の内容の整理(2時間)。

第2回 民事裁判のIT化の経緯と課題

テキスト(テーマ1「民事裁判のIT化の経緯と課題」)について議論する。事前学修: テキストを読む(2時間)、事後学修: 授業の内容の整理(2時間)

第3回 オンライン申立ての義務化と本人サポート

テキスト(テーマ2「オンライン申立ての義務化と本人サポート」)について議論する。事前学修: テキストを読む(2時間)、事後学修: 授業の内容の整理(2時間)

第4回 濫訴防止策

テキスト(テーマ3「濫訴防止策」)について議論する。事前学修: テキストを読む(2時間)、事後学修: 授業の内容の整理(2時間)

第5回 送達システム送達、公示送達の見直し、外国居住者への送達

テキスト(テーマ4「送達システム送達、公示送達の見直し、外国居住者への送達」)について議論する。事前学修: テキストを読む(2時間)、事後学修: 授業の内容の整理(2時間)

第6回 判決手続におけるウェブ会議の利用一口頭弁論及び争点整理を中心に

テキスト(テーマ5「判決手続におけるウェブ会議の利用一口頭弁論及び争点整理を中心に」)について議論する。事前学修: テキストを読む(2時間)、事後学修: 授業の内容の整理(2時間)

第7回 特別訴訟手続

テキスト(テーマ6「特別訴訟手続」)について議論する。事前学修: テキストを読む(2時間)、事後学修: 授業の内容の整理(2時間)

第8回 書証

テキスト(テーマ7「書証」)について議論する。事前学修: テキストを読む(2時間)、事後学修: 授業の内容の整理(2時間)

第9回 証人尋問等におけるウェブ会議等の利用

テキスト(テーマ8「証人尋問等におけるウェブ会議等の利用」)について議論する。事前学修: テキストを読む(2時間)、事後学修: 授業の内容の整理(2時間)

第10回 訴訟記録の閲覧と手数料の電子納付

テキスト(テーマ9「訴訟記録の閲覧と手数料の電子納付」)について議論する。事前学修: テキストを読む(2時間)、事後学修: 授業の内容の整理(2時間)

第11回 民事訴訟のIT化を実現するシステムとセキュリティ

テキスト(テーマ10「民事訴訟のIT化を実現するシステムとセキュリティ」)について議論する。事前学修: テキストを読む(2時間)、事後学修: 授業の内容の整理(2時間)

第12回 ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の運用(フェーズ1)の現状と課題

テキスト(テーマ11「ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の運用(フェーズ1)の現状と課題」)について議論する。事前学修: テキストを読む(2時間)、事後学修: 授業の内容の整理(2時間)

第13回 民事裁判のIT化ーフェーズ1の現状と課題

テキスト(テーマ12「民事裁判のIT化ーフェーズ1の現状と課題」)について議論する。事前学修: テキストを読む(2時間)、事後学修: 授業の内容の整理(2時間)

第14回 民事裁判のIT化ー立法化の論点

テキスト(テーマ13「民事裁判のIT化ー立法化の論点」)について議論する。事前学修: テキストを読む(2時間)、事後学修: 授業の内容の整理(2時間)

第15回 まとめ

これまでの授業内容の整理とまとめ

2022年度 前期～後期

4単位

民法特殊研究 B

笹川 明道

< 授業の方法 >

演習

< 授業の目的 >

この科目は、法学研究科修士課程ディプロマ・ポリシーのうち、「2」に対応しており、専攻分野における理論的・実践的論点を抽出して、それを研究対象として追究

すること、を目的としている。

この授業では、受講者が関心をもつ特定テーマについて深く追究するとともに、法学文献の調査方法や論文の書き方など研究の基本となる事項についても学修していく。

<到達目標>

(1) 民法に関わる特定テーマについて深く理解し、理論的・実践的論点を提示することができる。

(2) 法学研究の基本となる文献調査や文章作成について知識を修得し、自身の研究において活用することができる。

<授業の進め方>

受講者が関心をもつ特定テーマについて、判例や論文等の文献を読んでいき、学修の成果を適宜まとめていくという方法でおこなう。

<授業時間外に必要な学修>

この科目では、予習・復習等のために1回の講義あたり4時間の講義時間以外での学修が必要となる。予習・復習の割合および学修方法については、必要に応じて指示する。

<成績評価方法・基準>

授業における報告の達成度(40%)および質疑への参加状況(60%)を基に評価する。

<授業計画>

第1回 オリエンテーション

この授業のすすめ方を説明する。

第2回～第4回 法学文献の読み方

判例や論文の読み方について学修する。

第5回～第11回 特定テーマの追究1

受講者が関心をもつ特定テーマについて、文献を読み進める。

第12回～第15回 法学文献の調査方法

判例や論文の調べ方について学修する。

第16回～第19回 特定テーマの追究2

受講者が関心をもつ特定テーマ、および、それに関連する周辺のテーマを取り扱う文献を読み進める。

第20回～第22回 論文の作成方法

論文を書くときにどのようなことに留意すべきかを学修する。

第23回～第26回 特定テーマの追究3

受講者が関心をもつ特定テーマ、および、それに関連する周辺のテーマを取り扱う文献を読み進める。

第27回～第30回 学修の成果のまとめ

1年間の学修の成果を文章にまとめていく。

2022年度 前期～後期

4単位

民法特殊研究 B

増成 牧

<授業の方法>

いつでも自由に発言ができ、行きつ戻りつしながら理解を深めていくような「演習方式」で行う

<授業の目的>

この科目は、法学研究科DPの2が示す、「専攻分野における理論的・実践的論点を抽出してそれを追求し、研究成果としての修士論文において一定の解決や方向性を示すことができる」ようになることを目指し、民法分野に関する深い洞察力を涵養し、研究能力と研究論文を作成するための様々な能力を高めることを目的とする。

<到達目標>

研究論文作成に必要な文献の収集方法を知り実践することができるようになる。

研究において必須の文献を正確に読み解くことができるようになる。

研究において必須の文献を的確に要約することができるようになる。

研究論文における引用の仕方、出典の記し方を修得するとともに、論文執筆においてしてはならないこと(研究者倫理)をも確認し、あわせて実践することができるようになる。

<授業の進め方>

1年をかけて、民法上の一つのテーマにつき、研究論文を完成させることを最終目標として授業を進める。

<授業時間外に必要な学修>

研究論文作成に必要な文献の収集・読み込み・要約につき3時間程度。

研究論文の構成などの構想につき1時間程度

<成績評価方法・基準>

最終的に完成した「研究論文」をもとに評価する(100%)。

<テキスト>

指定しない

<参考図書>

必要に応じて紹介する

<授業計画>

第1回～第5回 研究論文のテーマを見つけよう

研究対象となりうるテーマを複数みつける。

毎回の授業ごとに、調べてみたい、あるいは研究することが必要だと思われるテーマについて報告してもらい、当該のテーマの議論状況について検討する。

第6回～第10回 文献を収集しよう

研究対象に関係する文献をリストアップするとともに収集する。

あわせて重要と思われる文献につき毎回の授業で報告してもらい、検討する。

第11回～第15回 構成を考えよう

複数のテーマにつき、収集した文献を読み、要約し、研

究論文の全体構想を練る。
毎回の授業で、一つのテーマにつき、論文の全体構想を報告してもらい、検討する。第15回目の授業では、複数のテーマの中から最終的にまとめるテーマを決定する。
第16回 中間発表
第15回の授業で、確定したテーマにつき、研究報告として中間発表をしてもらう。
第17回～第21回 課題に取り組もう
中間報告で明らかとなった課題をクリアする
第22回 中間報告(その2)
中間報告で明らかになった課題を中心にあらためて論文作成途上の報告をする
第23回～第27回 課題に取り組もう(その2)
中間報告(その2)で明らかになった課題に取り組む
第28回 完成報告
およそ1年かけて作成してきた研究論文を完成したものとして報告
第29回 最終リファイン
完成報告で明らかになった問題点につき集成することができる範囲で修正し、研究論文を完成させる
第30回 まとめ
実際に研究論文を作成してみた経験から反省点を抽出し、修士論文に活かせるようにする

2022年度 前期～後期

4単位

民法特殊研究 B

小松 昭人

< 授業の方法 >

対面授業(演習)。

< 授業の目的 >

この科目は、法学研究科修士課程ディプロマ・ポリシーのうち「2.」に対応しており、専攻分野における理論的、実践的論点を抽出して、それを研究対象として追究することを目的としている。

この授業では、履修者が関心を有する特定のテーマについて追究するとともに、法学文献の調査方法や論文の書き方など、研究遂行の基本事項についても学修する。

< 到達目標 >

民法に関する特定のテーマについて深く理解し、理論的、実践的論点を指摘し説明することができる。

法学研究の基本となる文献調査や文章作成について知識や手法を修得し、自己の研究で活用することができる。

< 授業の進め方 >

履修者が関心を有する特定のテーマについて、判例や論文などの文献資料を読み、その内容について報告を重ねながら、学修の成果をレポートなどの形式で適宜文章にしていく。

< 履修するにあたって >

自ら主体的かつ積極的に学修することが必要である。

< 授業時間外に必要な学修 >

この科目では、予復習等のために1回の講義あたり4時間の学修が必要となる。予復習の割合および学修方法については、必要に応じて指示する。

< 提出課題など >

報告レジュメおよびレポート(期末または年度末)の作成を求める。

< 成績評価方法・基準 >

授業への準備(文献の熟読、報告レジュメの作成など) 50%

授業への参加(議論への参加、発言の内容) 50%

< テキスト >

田高寛貴・原田昌和・秋山靖浩『リーガル・リサーチ&レポート[第2版]』(有斐閣、2020年) 定価1,870円

< 参考図書 >

授業の際に、必要に応じて紹介する。

< 授業計画 >

第1回 ガイダンス

この授業の進め方について説明する。

第2回? 第5回 法学文献の読み方

図書館所蔵の主要な法学文献の所在を確認し、判例や論文の読み方について学修する。

第6回? 第12回 特定のテーマの追究

履修者が関心を有する特定のテーマについて、文献を読み、概要を報告する。

第13回? 第15回 法学文献の調査方法

判例や論文の調べ方について学修する。

第16回? 第19回 特定のテーマの追究

履修者が関心を有する特定のテーマについて、文献を読み、概要を報告する。

第20回? 第22回 論文作成の方法

論文を書くときに留意すべき事項について学修する。

第23回? 第26回 特定のテーマの追究

履修者が関心をもつ特定のテーマだけでなく、それに関連する周辺的なテーマを扱っている文献を読み、概要を報告する。

第27回? 第30回 学修の成果のまとめ

1年間の学修の成果を文章にしていく。

2022年度 後期

2単位

民法特殊講義

笹川 明道

< 授業の方法 >

演習

< 授業の目的 >

この科目は、法学研究科修士課程ディプロマ・ポリシー

のうち、「1」に対応しており、実社会や法実務において応用することができる高度な専門的知識を習得すること、および、それを実践的な問題解決に生かせるようになること、を目的としている。

この授業では、金銭債権の履行確保に関わる、民法上の諸制度を検討する（今年度は、民法の編別でいえば債権総論に含まれる制度が中心となる）。各回の授業では、『民法判例百選』に掲載されている判例を2個ずつ取り上げて、それに関する報告を参加者に求める。まずは、当該事件の事実関係に照らして判決文を読み、判旨を正確に理解することを第一の目標とする。その上で、民法（債権関係）の大幅改正との関連で、当該判例がいかなる意義を有するか、などについても検討していく。

<到達目標>

(1) 債権総論の領域に属する基本的な判例を、その事実関係に照らして理解し、判旨について説明することができる。

(2) 民法（債権関係）の改正について理解を深め、その概要を説明することができる。

<授業の進め方>

各回の授業では、最高裁判所の判例を2個ずつ取り上げ、当日の報告担当者が当該判例に関する検討を報告した後、他の参加者および教員がそれについて質疑していくという形で進める。

<授業時間外に必要な学修>

この科目では、予習・復習等のために1回の講義あたり4時間の講義時間以外での学修が必要となる。予習・復習の割合および学修方法については、必要に応じて指示する。

<成績評価方法・基準>

授業における報告の達成度（40%）および質疑への参加状況（60%）を基に評価する。

<テキスト>

窪田充見ほか編『民法判例百選 債権 [第8版]』（有斐閣、2018年）¥2,300+税

<授業計画>

第1回 オリエンテーション

この授業のすすめ方、報告者の決定

第2回～第5回 債権総論 1 - 債権の消滅

債権の消滅（弁済、相殺など）に関する判例を検討する。

第6回～第8回 債権総論 2 - 多数当事者の債権関係

多数当事者の債権関係（連帯債務、保証債務など）に関する判例を検討する。

第9回～第12回 債権総論 3 - 債権関係の移転

債権関係の移転（債権譲渡、債務引受、契約上の地位の譲渡）に関する判例を検討する。

第13回～第15回 債権総論 4 - 責任財産の保全

責任財産の保全（債権者代位権および詐害行為取消権）に関する判例を検討する。

2022年度 前期

2単位

民法特殊講義

増成 牧

<授業の方法>

受講者の数は多くないと予想されるので、参加者全員が自由に発言して議論を深めるような「演習形式」を予定。

<授業の目的>

この科目は、法学研究科DPに示す、実社会や法実務において応用することができる高度な専門的知識を修得し、それを実践的な問題解決に生かすことができるようになることを目指し、次のような学修を行うものである。

すなわち、民法に関する比較的近時の本格的な論文を参加者全員で熟読・批判・検討することを通して、民法を歴史、理論的側面から考察するとともに、解釈論的問題について深めたい。最終的には、高度な専門的知識の修得とそれを実践的に活かす能力とを高めていきたい。

<到達目標>

授業で検討する論文を通して、民法のどこにどのような問題があるのかを説明することができる。

判例と学説が、その問題に対してどのように対してきたかについて説明することができる。

自分自身としては、その問題について、どのように考えるべきかを明らかにすることができる。

<授業の進め方>

民法に関する本格的論文を受講生全員で読み解き、検討していくスタイルをとりたい。

授業で検討する論文については、参加者の希望を聞いて確定したいが、

候補としては、次のものがある。

北居功「売主瑕疵担保責任と危険負担の関係（1）～（4）」法学研究69巻5号39頁以下連載

野澤正充「瑕疵担保責任の比較法的考察（1）～（7）」立教法学73号33頁以下連載

松尾弘「物権変動における「対抗の法理」と「無権利の法理」の間（1）～（4・完）」慶応法学6号371頁以下連載

あるいはプランBとして、債権法改正をより深く学べる次のテキストの使用も考えられる。

磯村保『事例でおさえる民法』（有斐閣、2021）3000円+税 ← この書籍を使用する場合は各自で購入していただくことになる。

<授業時間外に必要な学修>

予習として、それぞれの回の授業でとりあげる論文の範囲を熟読する。3時間

復習として、授業の内容を振り返り、要約し整理する。

30分

< 提出課題など >

必要に応じて授業中に指示します。

< 成績評価方法・基準 >

毎回の授業での質問に対する応答、発言をもとに評価する。(100%)

< テキスト >

特に指定しない。

< 参考図書 >

授業の際に必要なに応じて紹介する。

< 授業計画 >

第1回 テーマの確定

本特特殊講義で検討する論文を確定したい。

担当者からもいくつか紹介するが、受講者からの希望も考慮する。

第2回 論文の検討 1

とりに上げることにした論文を参加者全員で正確に理解しつつ検討する。

第3回 論文の検討 2

とりに上げることにした論文を参加者全員で正確に理解しつつ検討する。

第4回 論文の検討 3

とりに上げることにした論文を参加者全員で正確に理解しつつ検討する。

第5回 論文の検討 4

とりに上げることにした論文を参加者全員で正確に理解しつつ検討する。

第6回 論文の検討 5

とりに上げることにした論文を参加者全員で正確に理解しつつ検討する。

第7回 論文の検討 6

とりに上げることにした論文を参加者全員で正確に理解しつつ検討する。

第8回 論文の検討 7

とりに上げることにした論文を参加者全員で正確に理解しつつ検討する。

第9回 論文の検討 8

とりに上げることにした論文を参加者全員で正確に理解しつつ検討する。

第10回 論文の検討 9

とりに上げることにした論文を参加者全員で正確に理解しつつ検討する。

第11回 論文の検討 1 0

とりに上げることにした論文を参加者全員で正確に理解しつつ検討する。

第12回 論文の検討 1 1

とりに上げることにした論文を参加者全員で正確に理解しつつ検討する。

第13回 論文の検討 1 2

とりに上げることにした論文を参加者全員で正確に理解しつつ検討する。

第14回 論文の検討 1 3

とりに上げることにした論文を参加者全員で正確に理解しつつ検討する。

第15回 まとめ

論文の検討を通して得られたこと、なお解決・解明が必要なことを整理し、今後の課題を明らかにする。

2022年度 前期

2単位

民法特殊講義

廣峰 正子

< 授業の方法 >

講義及び演習

< 授業の目的 >

この講義は、法学研究科修士課程学位授与方針「専攻分野における理論的・実践的論点を抽出してそれを追究し、研究成果としての修士論文において一定の解決や方向性を示すことができる。」に対応する。

具体的には、民法(主として財産法)において、判例や論文を丹念に検討し、それらが生成してきた理論を理解するとともに、自分なりに問題点を抽出・分析する能力を身につけることを目的とする。

< 到達目標 >

1. 民法の主要論点に関する判例・学説を適切に分析することができる。

2. 民法解釈論上の問題点について、論理的な解答を導くことができる。

< 授業の進め方 >

演習形式。参加者による報告及びそれを前提としたディベートによって進める。

各テーマごとにディベートをするために必要となるレジюмеを作成すること。

< 授業時間外に必要な学修 >

この講義は、授業時間外に1コマ当たり4時間程度の学習が必要となる。各回のテーマごとに、必読文献や資料等を指示するので、講義までに熟読してくる。報告者については、レジюмеも作成すること。

< 成績評価方法・基準 >

講義への準備状況(必読文献の熟読、レジюме作成等)

40%

講義への参加状況（ディベートへの参加、発言内容等）
40%

講義後のレポート
20%

<テキスト>

適宜指示する。

<授業計画>

第1回 ガイダンス

研究テーマ及び担当者の分担などを決定する。

第2-5

回 不法行為法の基礎理論

近代私法の原則等、今後学修を進める上で重要な概念等をきちんと理解できているか確認する。

第6-9

回 過失責任について

近代私法は過失責任を原則としたが、なぜそのようなになったのか、過失とは何か等、過失責任主義について理解を深める。

第10-13

回 過失以外の帰責原理

過失以外の帰責根拠について検討する。中間責任、無過失責任、厳格責任など。

第14,15回 不法行為責任と責任保険

不法行為責任の目的を損害の公平な填補だと捉えると、保険との関係が問題となる。実際に、強制保険や各種社会保障給付との重複も問題となる。様々な視点から、不法行為責任と保険制度の関係を検討する。

2022年度 後期

2単位

民法特殊講義

小松 昭人

<授業の方法>

対面授業（講義および演習）

<授業の目的>

この科目は、法学研究科修士課程ディプロマ・ポリシーのうち「1. 実社会や法実務において応用することができる高度な専門的知識を習得し、それを実践的な問題解決に生かすことができる」ことおよび「2. 専攻分野における理論的・実践的論点を抽出して、それを研究対象として追究し、研究成果としての修士論文において理論的に一貫し、実践的にも適切な方向性を示すことができる」ことを目的としている。

この授業では、わが民法の解釈論を検討するための基礎として、比較私法的観点から、イングランド私法に関する基礎的な英語文献（教科書など）を講読する。

<到達目標>

講読対象の英語文献を、文法を踏まえて正確に読み解き、適切に和訳することができるようになる。

英語文献の講読を通じて、イングランド私法（およびそこにおける法的思考）の特徴を把握し、それとの比較において、わが民法の解釈論を分析検討することができるようになる。

<授業のキーワード>

比較私法。イングランド私法。英語文献講読。

<授業の進め方>

この授業は、履修者による英語文献の訳読と、それを踏まえた質疑応答および解説によって構成される。質疑応答および解説の前提として、履修者は、毎回、英語文献の訳読を担当し、担当した部分の和訳のレジュメを作成、提出しなければならない。

<履修するにあたって>

まずは、「多読」よりも「精読」を目指します。すなわち、英語文献を、文法と語彙を踏まえて正確に読解し、それを踏まえて意味の通る和訳を作成することを絶えず意識してください。そのような修練を積んでいくと、日本語の文章の読解や作成の際に、文章の論理や構成を意識することができるようになり、英語だけでなく、日本語の文献読解や文章作成の精度も自ずと向上するはずです。

<授業時間外に必要な学修>

この科目では、予習・復習のために、1回の授業あたり最低4時間の学修が、授業時間以外に必要となる。

<提出課題など>

講読対象の英語文献について、毎回、和訳のレジュメを作成し、提出する。

<成績評価方法・基準>

授業への準備（文献の読解、和訳レジュメの作成）50%

授業への参加（応答その他の発言の内容）50%

<テキスト>

講読対象の英語文献については、初回の授業時に連絡する。

なお、六法を持参すること。また、高校時代に使用した英文法の本があれば、持参すること。

<参考図書>

英米の法律用語の専門辞書として、つぎの2種を挙げておく。

小山貞夫編著『英米法律語辞典』（研究社、2011年）。

田中英夫編集代表『英米法辞典』（東京大学出版会、1991年）。

イギリス法の入門書として、下記のを挙げておく。

戒能通弘・竹村和也『イギリス法入門』（法律文化社、2018年）。

幡新大実『イギリスの司法制度』（東信堂、2009年）。

望月礼二郎『英米法[新版]』（青林書院、1997年）。

)。
田中英夫『英米法総論 上・下』（東京大学出版会、1980年）。

その他の参考文献については、必要に応じて紹介する。
適宜、図書館で借り出したりコピーしたりすること。

< 授業計画 >

第1回 ガイダンス（1）

この授業の進め方についての説明。講読文献の決定。

第2回 ガイダンス（2）

この授業で使用する図書館所蔵資料の確認。

第3回 英語文献の講読（1）

講読対象の英語文献について、履修者の和訳を検討し、必要に応じて解説を加える。

第4回 英語文献の講読（2）

講読対象の英語文献について、履修者の和訳を検討し、必要に応じて解説を加える。

第5回 英語文献の講読（3）

講読対象の英語文献について、履修者の和訳を検討し、必要に応じて解説を加える。

第6回 英語文献の講読（4）

講読対象の英語文献について、履修者の和訳を検討し、必要に応じて解説を加える。

第7回 英語文献の講読（5）

講読対象の英語文献について、履修者の和訳を検討し、必要に応じて解説を加える。

第8回 英語文献の講読（6）

講読対象の英語文献について、履修者の和訳を検討し、必要に応じて解説を加える。

第9回 英語文献の講読（7）

講読対象の英語文献について、履修者の和訳を検討し、必要に応じて解説を加える。

第10回 英語文献の講読（8）

講読対象の英語文献について、履修者の和訳を検討し、必要に応じて解説を加える。

第11回 英語文献の講読（9）

講読対象の英語文献について、履修者の和訳を検討し、必要に応じて解説を加える。

第12回 英語文献の講読（10）

講読対象の英語文献について、履修者の和訳を検討し、必要に応じて解説を加える。

第13回 英語文献の講読（11）

講読対象の英語文献について、履修者の和訳を検討し、必要に応じて解説を加える。

第14回 英語文献の講読（12）

講読対象の英語文献について、履修者の和訳を検討し、必要に応じて解説を加える。

第15回 振り返り

後期の授業を振り返る。

2022年度 前期

2単位

民法特殊講義

田中 康博

< 授業の方法 >

講義

< 授業の目的 >

この講義は、法学研究科修士課程学位授与方針「専攻分野における理論的・実践的論点を抽出してそれを追究し、研究成果としての修士論文において一定の解決や方向性を示すことができる。」に対応する。

具体的には、主にはドイツ民法に関する論文の講読を通じて、民法に関する理論的・実践的論点の抽出・追究のための基礎力を養うことにより論文執筆に必要な基礎的素養を身につける。

< 到達目標 >

1. 各論文の内容を的確な日本語で説明できる。
2. ドイツでの問題判例の意義を法律規定との関係で的確に説明できる。
3. ドイツ民法と日本民法の異同についての的確に説明できる。

< 授業の進め方 >

・受講者が各判決について「時間外に必要な学習」で示した【予習のポイント】に従いその内容を整理して報告し、報告に基づく受講者間の質疑応答により、その内容についての理解を深める。

< 授業時間外に必要な学修 >

この科目では、予習・復習等のために1回の講義あたり4時間の講義時間以外での学修が必要となる。

1. 講義が滞りなく進行するように、報告者以外の受講者も、各論文の内容について十分に検討した上で講義に臨まなければならない。
2. 講義終了後は上記到達目標の達成のために必要な纏めを行わなければならない。

< 提出課題など >

講義終了後に退出する課題については、講義採り上げた論文の1本について、その内容をまとめ、日本法民法との異同について論じる

< 成績評価方法・基準 >

次の に基づき、本授業の到達目標に対する到達度に即して評価する。

講義への貢献(講義での発言等) 20点

研究課題 80点
3分の2以上の出席者で且つ の合計が60点以上を合格とする。

<テキスト>
なし

<参考図書>
なし

<授業計画>

第1回 01回 外国法研究の意義

【講義の進行とドイツ法〔外国法〕学修の意義について】

【講義番号02】

02回～04回 法の継受

Ernst A.Kramer,Hauptproblem der Rechtsrezeption,Juristen Zeitungb〔JZ〕 2017,SS.1ff.について

【講義番号03】05回～08回 ドイツの私法学説

Hanjo Hamann,Deutsche Zivilrechtslehre, Archive fuer die civilistische Praxis,〔AcP〕 Bd221,S287ff.について

【講義番号04】09回～11回 善意取得

Felipe Temming,Der Ausschluss des gutglueubigen Erwerbs der abhanden gekommenen Sachen.Juristische Schulung〔JuS〕 2018,SS.108ff.

Jan Lieder, Die forderunglose Hypothek,JuS 2017.S1052ff.について

【講義番号05】12回～14回 金銭債務

Patrick Meinier, Der Leistungs- und Erfuellungsor t der Geldschuld,JuS 2018,SS940ff.について

【講義番号06】15回 課題報告

課題の概要を報告する。

2022年度 前期

2単位

民法特殊講義

小松 昭人

<授業の方法>

対面授業（講義および演習）

<授業の目的>

この科目は、法学研究科修士課程ディプロマ・ポリシーのうち、「1. 実社会や法実務において応用することができる高度な専門的知識を習得し、それを実践的な問題解決に生かすことができる」ことおよび「2. 専攻分野における理論的・実践的論点を抽出して、それを研究対象として追究し、研究成果としての修士論文において理論的に一貫し、実践的にも適切な方向性を示すことができる」ことを目的としている。

この授業では、わが民法の解釈論を検討するための基礎として、比較私法的観点から、イングランド私法に関する基礎的な英語文献（教科書など）を講読する。

<到達目標>

講読対象の英語文献を、文法に踏まえて正確に読み解き、適切に和訳することができるようになる。

英語文献の講読を通じて、イングランド私法（およびそこにおける法的思考）の特徴を把握し、それとの比較において、わが民法の解釈論を分析検討することができるようになる。

<授業のキーワード>

比較私法。イングランド私法。英語文献講読。

<授業の進め方>

この授業は、履修者による英語文献の訳読と、それを踏まえた質疑応答および解説によって構成される。質疑応答および解説の前提として、履修者は、毎回、英語文献の訳読を担当し、担当した部分の和訳のレジюмеを作成、提出しなければならない。

<履修するにあたって>

まずは、「多読」よりも「精読」を目指します。すなわち、英語文献を、文法と語彙を踏まえて正確に読解し、それを踏まえて意味の通る和訳を作成することを絶えず意識してください。そのような修練を積んでいくと、日本語の文章の読解や作成の際に、文章の論理や構成を意識することができるようになり、英語だけでなく、日本語の文献読解や文章作成の精度も自ずと向上するはずで

す。

<授業時間外に必要な学修>

この科目では、予習・復習のために、1回の授業あたり

最低4時間の学修が、授業時間以外に必要となる。

<提出課題など>

講読対象の英語文献について、和訳のレジюмеを作成し、提出する。

<成績評価方法・基準>

授業への準備（文章の読解、和訳レジюмеの作成） 50%

授業への参加（応答その他の発言の内容） 50%

<テキスト>

講読対象の英語文献については、初回の授業時に連絡する。

なお、六法を持参すること。また、高校時代に使用した英文法の本があれば、持参すること。

<参考図書>

英米の法律用語の専門辞書として、つぎの2種を挙げておく。

小山貞夫編著『英米法律語辞典』（研究社、2011年）。
田中英夫編集代表『英米法辞典』（東京大学出版会、1991年）。

イギリス法の入門書として、下記のを挙げておく。
戒能通弘・竹村和也『イギリス法入門』（法律文化社、2018年）。

幡新大実『イギリスの司法制度』（東信堂、2009年）。

望月礼二郎『英米法[新版]』（青林書院、1997年）。

田中英夫『英米法総論 上・下』（東京大学出版会、1980年）。

その他の参考文献については、必要に応じて紹介する。適宜、図書館で借り出したりコピーしたりすること。

<授業計画>

第1回 ガイダンス(1)

この授業の進め方についての説明。講読文献の決定。

第2回 ガイダンス(2)

この授業で使用する図書館所蔵資料の確認。

第3回 英語文献の講読(1)

講読対象の英語文献について、履修者の和訳を検討し、必要に応じて解説を加える。

第4回 英語文献の講読(2)

講読対象の英語文献について、履修者の和訳を検討し、必要に応じて解説を加える。

第5回 英語文献の講読(3)

講読対象の英語文献について、履修者の和訳を検討し、必要に応じて解説を加える。

第6回 英語文献の講読(4)

講読対象の英語文献について、履修者の和訳を検討し、必要に応じて解説を加える。

第7回 英語文献の講読(5)

講読対象の英語文献について、履修者の和訳を検討し、必要に応じて解説を加える。

第8回 英語文献の講読(6)

講読対象の英語文献について、履修者の和訳を検討し、必要に応じて解説を加える。

第9回 英語文献の講読(7)

講読対象の英語文献について、履修者の和訳を検討し、必要に応じて解説を加える。

第10回 英語文献の講読(8)

講読対象の英語文献について、履修者の和訳を検討し、必要に応じて解説を加える。

第11回 英語文献の講読(9)

講読対象の英語文献について、履修者の和訳を検討し、必要に応じて解説を加える。

第12回 英語文献の講読(10)

講読対象の英語文献について、履修者の和訳を検討し、必要に応じて解説を加える。

第13回 英語文献の講読(11)

講読対象の英語文献について、履修者の和訳を検討し、必要に応じて解説を加える。

第14回 英語文献の講読(12)

講読対象の英語文献について、履修者の和訳を検討し、必要に応じて解説を加える。

第15回 前期の振り返り

前期の学修内容を振り返る。

2022年度 後期

2単位

労働法特殊講義

表田 充生

<授業の方法>

演習形式を基本とする。万一新型コロナウイルス感染状況の悪化等の事態が生じて遠隔授業を併用する等の事態に至った場合においても、その基本方式に変更はない。

<授業の目的>

この科目は、法学研究科のDPに示された、学部段階で身につけた法的素養を前提として、労働関係に関わる各種法的問題につき、実社会や法実務において通用する高度な専門的知識を習得し、実践的な問題解決を示すことができるようになることを目指す。

労働法の領域には、雇用関係法（個別的労働関係法）と労使関係法（集団的労働関係法）という2つの主要な領域がある。いずれの分野も重要であるが、近年の労働立法の動向等も踏まえて、本講義は「個人としての労働者」に焦点をあてた前者にやや比重を置きながら展開する。

労働基準法及び労働契約法を中心に、採用内定、労働契約の内容、配転・出向及び解雇など、労働契約の成立から終了に至るまでの過程で生じる様々な法律問題を検討する。また、労働組合に関連した法的問題、及び、グローバル化が進む中、産業構造が大きく変化し、雇用形態も多様化してきた現代において新たに生じてきている労働問題も採り上げていく。

本講義では、改正法や新立法の動向も踏まえて、最新の裁判例や学説等を基に、大学院生レベルで必要とされる「変化する労働法」の基本知識を修得する。労働法は、労使間対立が常に内在している中で展開していく法領域であるが、このことにより具体的な労使紛争の解決には、各紛争における事実認定の重要性を前提に、法の適用の場面におけるバランス感覚が非常に大切となってくる。

判例研究も行いながら、労働法を通じて法的思考を鍛えつつ、様々な労使紛争の適切な解決案を提示できるようになることを目的とする。

<到達目標>

1.労働法上の基本的な概念や制度を理解し、なぜそのような制度等が設けられたのかを考察し、関連した法律規定や判例の内容を修得すること。

2.民法における契約法上のルールとの相違を意識して、労働法独特の考え方や労使紛争の解決手法を把握すること。

3.労働法上の個別のテーマに関してより深く考察・検討することにより、特に判例を素材とした事実関係の把握や裁判所による法の適用に関する手法を検討することにより、労使双方の立場を考慮に入れつつ、バランスのとれた適切・妥当な労使紛争解決能力を身に付けることができるようになること。

<授業のキーワード>

労働契約法、労働基準法、労働組合法、労働条件の決定・変更、労働契約の終了（解雇、整理解雇、有期労働契約の雇止め等）、採用内定の取消し、男女雇用機会均等法、働き方改革 等

<授業の進め方>

本講義では、労働法上のテーマごとに重要な法律問題を確認した後、主として判例を素材としながら各問題について検討していく。判例研究を通じて様々な法律上の争点につき十分に考察してもらいたい。授業は演習形式を基本として行う予定である。（なお、授業計画に掲げた主題については、受講生の興味・関心も考慮に入れて相談のうえ若干の変更を行う場合もある。）

受講生には授業の中で取扱う各判例についてどのように考えていくべきか、各判決の理由付けや結論は妥当か等を常に問いかけながら進めていく。したがって、単に授業を聴くだけでなく、積極的に参加する姿勢で臨んでほしい。なお、受講生には何回か判例報告等を行ってもらう（報告回数は受講人数に応じて決定するため、受講者数が少ない場合は一人当たりの報告回数が増えることとなるので、その点は予め了解しておいてほしい）。

<履修するにあたって>

その他？ 受講生に対する希望等

学部レベルの「労働法」の知識を前提として授業を進めていくので、学部において労働法科目を履修していなかった方は事前に労働法のテキストを通読しておくことが望ましい。毎回の授業に要する予習及び復習の時間は、それぞれ最低2時間程度である（ただし、報告担当となった際は事前準備にそれ相当の時間を要する）。

社会人として働き始めた際に最も身近な法の一つとなる労働法を通じて、法的思考を学んでみたい意欲のある学生さんの受講をお待ちしています。

<授業時間外に必要な学修>

授業各回で取り扱うテーマに関わるテキストの該当箇所

を事前に通読しておくこと、及び、授業で検討すべき裁判例について事前に概要を把握しておくこと。なお、毎回の授業に要する予習及び復習の時間は、それぞれ最低2時間である。ただし、報告担当の際は事前準備に相当の時間を要するので、その心積もりで受講してほしい（受講者数に応じて報告回数が決まるが、学期15回の講義中、一人の報告回数の上限は10回とする〔受講者が最低人数の一人の場合〕）。

<提出課題など>

下記の成績評価方法の欄にも記載してあるが、第14回講義時に期末レポートを提出していただく。（なお、これは期末試験に替えて実施するものでもある。）

提出していただいたレポートに関しては、最終講義時にコメントする。

<成績評価方法・基準>

出席を前提としたうえで、授業における質問等に対する発言内容、及び、演習におけるディスカッションへの積極的な姿勢（30%）、授業内での判例等報告（受講人数に応じて報告回数は増減する：50%）、並びに、期末のレポート（1回実施：20%）で判断する。

<テキスト>

テキストは、水町勇一郎『労働法〔第8版〕』（有斐閣、2020年）、及び、村中孝史・荒木尚志編『労働判例百選〔第10版〕』（有斐閣、2022年）。

<参考図書>

その他の参考文献等については、開講時にあるいは必要に応じて随時説明する。

<授業計画>

第1回 イントロダクション ? 労働法を学ぶ意義 等? 本講義内容の概要、労働法の意義と学び方、及び、労働法に関する最近の動向 等

第2回 労働契約の成立

採用の自由、及び、採用内定 (1)

第3回 労働契約の成立

採用内定 (2)、及び、使用期間満了後の本採用拒否

第4回 労働契約の終了

解雇制約法理、解雇予告手当、解雇権濫用法理 (1)

第5回 労働契約の終了

解雇権濫用法理 (2)、整理解雇

第6回 人事をめぐる法的問題

配転命令権の法的根拠、配転命令における権利濫用 (1)

第7回 人事をめぐる法的問題

配転命令における権利濫用 (2)、及び、出向命令の有効性

第8回 企業秩序と懲戒処分

懲戒処分、懲戒権の法的根拠、及び、懲戒権の濫用等

第9回 労働条件の決定・変更

労働条件の内容を決定する要素、就業規則の意義及び法的性質、就業規則の変更 (1)

第10回 労働条件の決定・変更

就業規則の変更 (2) 、労働協約の規範的効力

第11回 労働条件の決定・変更

労働協約による労働条件の不利益変更、労働協約の拡張
適用

第12回 職場における平等

男女雇用機会均等法 等

第13回 職場における平等

セクシュアル・ハラスメント 等

第14回 労働時間法制

時間外労働、割増賃金、適用除外の問題、及び、過労死
等

第15回 現代の労働法上の課題等

過労自殺、労働者派遣の問題、国際的労働関係に係る問
題 等、及び、この講義の総括